

第三十四回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第 六 号

昭和三十三年三月一日(火曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 利根 理事山口長治郎君

理事 永田 亮一君 理事本名 武君

理事 芳賀 貢君 理事小平 忠君

今井 耕君 金子 岩三君

倉成 正君 笹山茂太郎君

田邊 國男君 高石幸三郎君

網島 正興君 赤路 友藏君

西ヶ久保重光君 足鹿 覺君

石田 有全君 中澤 茂一君

日野 吉夫君 松浦 定義君

山田 長司君 小松信太郎君

中村 時雄君

出席政府委員

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長)

外務事務官 伊藤祐二郎君

(アジア局長)

農林政務次官 小枝 一雄君

農林政務次官 大野 市郎君

農林事務官 安田善一郎君

(畜産局長)

水産庁長官 西村健次郎君

水産庁次長 高橋 泰彦君

海上保安庁長官 林 坦君

委員外の出席者

外務事務官 中川 豊吉君

(アジア局長)

海上保安庁警備部長 松野 清秀君

(海上保安庁警備部長)

海上保安庁警備部長 樋野 忠樹君

(海上保安庁警備部長)

参考人 (永田水産所所長) 永田利一郎君
第五八幡丸甲板
専 門 員 岩 隈 博君

二月二十七日

委員西ヶ久保重光君及び足鹿覺君辭任につき、その補欠として木原津與志君及び永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員木原津與志君及び永井勝次郎君辭任につき、その補欠として西ヶ久保重光君及び足鹿覺君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十九日

委員中村時雄君辭任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

委員受田新吉君辭任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十四日

開拓省農振臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

養殖振興法案(内閣提出、第三十一回国会附法第一八五号)

漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四号)

果樹振興特別措置法案(内閣提出第四五五号)

漁業協同組合整備促進法案(内閣提出第六一七号)

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

農林水産業の振興に関する件(第五八幡丸事件)

○吉川委員長 これより會議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件につきましても諮りいたします。すなわち、第五・八幡丸事件について、本日当委員会に、第五・八幡丸甲板長で第五・八幡丸の船長代理をいたしておられます永田利一郎君を参考人として出頭を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○吉川委員長 次に、本日までに付託になりました内閣提出の漁船損害補償法の一部を改正する法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、果樹振興特別措置法案、漁業協同組合整備促進法案、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府に提案理由の説明を求めます。大野政務次官。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中(第九百十三条の九)第九百十三条の十八を(第九百十三条の九)第九百十三条の十七に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項)において準用する場合を含む。)

又は第九百六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。の有する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

役員の任期は、三年以内において定款で定める。

第三十一条第二項中「創立總會」の下に「合併による設立の場合には、設立委員」を加え、同条に次の一項を加える。

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(役員の職務及び損害賠償責任)第三十一条の二 役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要な事項につき、第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第四十一条の見出し中「民法」を「商法等」に改め、同条中「理事については」を「役員については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四條第三項(会社との関係)及び第二百五十六條第三項(任期の特例)の規定を、理事については」に改め、「この場合において、」の下に「商法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「漁船損害補償法第三十一条第一項及び第二項」と、」を加える。

第四十五條の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条中「第六十六條(表決権のない場合)」の下に「並びに商法第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)」を加え、「同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、」を「民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ」に改める。

第九十六条第一項を次のように改める。

保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第三百三十九条第一項又は第三百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を承継することができ。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

第九十六条第二項中「満期保険の」を削り、「この節及び第三節」を「この章及び第六章」に改める。

第九十六条の次に次の一条を加える。

（保険関係の存続）

第九十六条の二 保険の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことに伴い組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合において、その脱退前に、その組合員から当該組合に対し当該保険関係を存続させたい旨の通知があつたときは、その保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお保険関係が存続する保険の目的たる漁船の所有者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。

第九十五条の次に次の一条を加える。

（組合の経理）

第九十五条の二 組合は、省令の定めるところにより、特殊保険に係る収入及び支出（特殊保険の業務の執行に要する経費及び附加保険料その他その経費にあつては、その収入金に係る部分を除く。）をその他の収入及び支出と区分し、特別の会計を設けて経理しなければならない。

第九十七条第一項中「組合は、」の下に「漁船保険に係る各会計ごと」を加える。

第九十八条中「組合は、」の下に「省令で定める基準に従い」を加える。

第九十九条中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第一百二十二条第一項中「漁業協同組合の区域内を」と都道府県知事が当該都道府県の区域のうち漁業協同組合の区域となつてゐる地域を分けて指定する地域（以下「加入区」という。）ごとに、その加入区の区域内に、

「当該区域内に主たる根拠地を有する漁船」を「当該加入区の区域内に主たる根拠地を有するもの」のうち政令で定めるもの」に、「当該区域内に住所を有する」と「当該加入区の区域内に住所を有する」に、「同意をしたときは」と「同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは」とに、「同意があつた後」を「当該公示があつた後」に改め、同条第二項中「前項の規定により普通損害保険の目的とすべき漁船が、同項の規定による同意（以下「義務付保の同意」という。）があつた時において」を「第一項の規定により普通損害保険に付すべき漁船が、同項の規定により普通損害保険に付すべきこととなつた時において」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により加入区を指定するに当つては、一の漁業協同組合の区域の区域の全部が一の加入区の区域の全部となるように当該指定をしなければならない。ただし、一の漁業協同組合の区域の区域の一部が他の漁業協同組合の区域の区域の全部又は一部となつてゐる場合におけるその一の漁業協同組合の区域の区域、その区域の区域が著しく広い漁業協同組合の区域の区域その他特別の事情のある地域については、農林大臣の認可を受けて、漁業協同組合の区域の区域の一部を加入区として指定することができる。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、政令で定める場合を除き、当該加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更するものとする。

一 一の漁業協同組合の区域の区域の全部がその区域の全部となつてゐる加入区について、当該漁業協同組合につき、合併、解散又は地区の変更があつたことによりその加入区の区域の全部が一の漁業協同組合の区域の区域の全部でなくなつた場合

二 一の漁業協同組合の区域の区域の一部がその区域の全部となつてゐる加入区について、その加入区の指定の基礎となつた事

情に変更（軽微な変更を除く。）があつた場合

4 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、その必要の限度において、変更を必要とする加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更することができる。

5 第二項の規定は、前二項の規定により加入区についての指定を変更する場合に準用する。

6 加入区についての第一項の規定による指定及び第三項又は第四項の規定による指定の変更は、告示をもつてしなければならない。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（付保義務の発生に関する手続）

第一百二十二条の二 前条第一項の規定による同意を求めるときは、指定漁船所有者のうち二人以上が発起人とならなければならない。

2 発起人は、前条第一項の規定による同意があつたと認めるときは、省令で定める手続により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、これを審査し、前条第一項の規定による同意があつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人、関係組合及び関係漁業協同組合に通知し、当該同意がなかつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

第九十三条を削り、第九十三条の二第一項中「義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて」を「前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令の定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第九十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し」に改め、同条を第九十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（付保義務の消滅）

第九十三条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

一 第一百二十二条の二第三項の規定による公示があつた加入区（以下この条において「義務付加入区」という。）について、その公示の日から起算して四年を経過したとき。

二 義務付加入区に係る部分につき、第一百二十二条第三項又は第四項の規定による指定の変更があつたとき。

三 義務付加入区の区域内の指定漁船所有者が三人未満となつた場合において、当該義務付加入区を都道府県知事が公示したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる場合において、同項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、関係組合及び関係

係漁業協同組合に通知しなければならぬ。

3 都道府県知事は、第一項第三号の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

第百十三条の三を削り、第百十三条の四を第百十三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件のすべてをみたすように定めなければならない。

一 当該組合が引き受けることが見込まれる漁船の属する危険区分(漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林大臣が定める危険の程度の区分をいう。以下同じ。)のすべてについて、危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率(以下「普通損害保険の純保険料率」という。)が、農林大臣の定める期間における当該組合の普通損害保険(満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金額を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百十七条第一項各号において同じ。)に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再

保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三 危険区分ごとに、普通損害保険の純保険料率が第百十七条の規定により定まる当該組合の普通損害保険の再保険料率を下らないこと。

第百十三条の十一中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 満期保険の保険料率のうち、損害保険料中の純保険料に対応する部分の率は、当該組合の普通損害保険の純保険料率と同率とする。

第百十三条の十四を削り、第百十三条の十五を第百十三条の十四とし、第百十三条の十六から第百十三条の十八までを一条ずつ繰り上げる。

第百十七条を次のように改める。

(再保険料率)

第百十七条 普通損害保険の再保険料率は、危険区分及び組合ごとに、第二号に掲げる率と当該危険区分の属するトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計した率とする。

一 政令で定める一定年間における各年の組合ごと及び危険区分に係るトン数区分(以下この条において「トン数区分」という。)ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異状な天然現象に係る部分の率(次号において「天然危険率」という。)のうち、農林大臣がトン数区分ごとに定める標準危険率をこえるもののそのこえる部分の率(次号において「異常危険率」という。)を基礎として、農林大臣

が組合ごと及びトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間における各年のすべての組合のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率(その各危険率のうち、天然危険率中に同号の標準危険率をこえるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。)を基礎として算定されるトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林大臣が、これにトン数区分間の調整を施し、これを基礎として危険区分ごとに定める一定率

2 満期保険の再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、組合の普通損害保険の再保険料率と同率とする。

3 満期保険の再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険の再保険料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ、満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第百十八条中「第百十三条の十七」を「第百十三条の十六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(再保険料の延滞金)

第百十八条の二 政府は、組合が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合から、その未納付に係る金額につき、納期日

の翌日から納付の日の前日までの日数に應じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

第百三十九条第一項を次のように改める。

国庫は、第百二十二条第一項の規定により保険に付した漁船(政令で定めるものを除く。)及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船(政令で定めるものを除く。)並びにこれ等の漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの(以下「対象漁船」という。)について、組合員が支払うべき普通損害保険及び満期保険の純保険料(満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。)のうち、次の各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

一 対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合員について、対象漁船のトン数に應ずる第百十七条第一項第一号に規定する一定率(次号において「異常部分の率」という。)を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額(政令で定めるものを除く。)に、対象漁船に係る保険料率のうち純保険料(満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。)に対応する部分の率から異常部分の率を控除した率を乗じて得た額に、次に掲げる区分に

従い、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額

イ 無動力漁船については、百分の六十

ロ 総トン数五トン未満の動力漁船については、百分の五十

ハ 総トン数二十トン未満五十トン以上の動力漁船については、百分の五十

ニ 総トン数五十トン未満二十トン以上の動力漁船については、百分の四十五

ホ 総トン数百トン未満五十トン以上の動力漁船については、百分の四十

第百三十九条の次に次の一条を加える。

第百三十九条の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの(対象漁船を除く。)について、組合員が支払うべき普通損害保険又は満期保険の純保険料(満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。)のうち、当該漁船が対象漁船であ

つたとした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一 無動力漁船

二 総トン数二十トン未満の動力漁船

2 前条第二項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。

第百四十条第一項中「前条第一項」を「第百三十九条第一項及び前条第一項」に改める。

第百四十一条第一項中「第百三十九条の二第四項」を「第百三十九条第四項」に改める。

第百四十五条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 第百五十五条の二の規定に違反したとき。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第百三十九条第一項及び第百三十九条の二第一項の規定の適用については、当分の間、第百三十九条第一項第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の六十」とする。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現在に在任する漁船保険組合の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の第百三十二条第一項の規定によりその地区内の同項に規定する指定漁船所有者がその所有する同項の

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべき義務が存する漁業協同組合の地区は、この法律の施行の時に、改正後の同項の規定により同項の加入区として指定されたものとみなし、当該加入区については、その時に、改正後の第百三十二条第一項の規定による同意があつた旨の改正後の第百三十二条の二第三項の規定による公示があつたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の第百三十二条の二第三項の規定による公示があつたものとみなされた加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、第百三十三条の二第一項第一号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を経過したとき、又はその経過するまでに第百三十二条第一項に規定する指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が政令で定める手続により当該義務を消滅させることにつき同意をしたときは、消滅する。

5 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船で次に掲げるものの第百三十九条第一項の規定による負担金の額は、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、保険期間）に限り、同項の規定にかかわらず、当該漁船についての保険金額（政令で定めるものを除く。）に対する純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）の百分の五十に相当する額とする。

一 この法律の施行の際現に第百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当している漁船

二 この法律の施行後第百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当することとなつた漁船

6 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船については、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、第百三十九条の二の規定による国庫の負担は、行なわれない。

7 漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「法第百三十九条第二項の下に」（法第百三十九条の二第二項）に於て準用スル場合ヲ含ム」を加える。

8 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（再保険料率）
第三十二条の二 再保険料率は、組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第三十五条中「第百十七号、」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

理由
普通損害保険等の保険料率及び再保険料率の算定基準を法定するとともに、義務付保制度の適正かつ円滑な運営を図るため、義務付保の単位となる地区の範囲を明確にし、義務付保に伴う保険料の国庫負担の割合につき漁業経営の規模に応ずる階層差を設けるほか、小型船の保険加入の促進に資するため、義務付保以外の場合についても一定要件の下に新たに保険料の国庫負担の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七百三億七百万円」を「七百八十億七百万円」に改める。

第二十六条の見出しを「（資金の交付等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替貯金とし、又は農林中央金庫若しくは銀行に預け入れることができる。

別表中「年 七分十五年五年」を「年 七分十五年七年」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「住宅金融公庫」の下に「農林漁業金融公庫」を加える。

理由

農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を七十七億円増額するとともに、農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金を貸し付ける場合の貸付金の据置期間を七年以内とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

果樹農業振興特別措置法案
果樹農業振興特別措置法
（目的）

第一条 この法律は、果樹園経営計画に基づく効率的な果樹園経営を推進し、よりとする農業者等に対する資金融通の措置その他果樹園経営の基盤の確立を図るための措置を講ずることにより、果樹農業の健全な発展に資することを目的とする。

（果樹農業振興資金の貸付け）
第二条 農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）は、次の各号の一に該当する者で第五条第一項の規定により作成した果樹園経営計画につき同項の認定を受けたものに對し、この法律及び農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の定めるところによ

り、当該認定に係る果樹園経営計画に記載された同条第二項第三号の措置に関する計画を達成するために必要な資金で同法第十八条第一項第一号、第一号の二、第七号又は第八号に掲げるもの（以下「果樹園振興資金」という。）の貸付けを行なうものとする。

一 果樹（政令で定める果樹に限る。以下同じ。）の集団的な栽培に供される土地（以下「樹園地」という。）につき果樹を栽培しているか、又は栽培しようとする農業者（以下「果樹農業者」という。）の二以上が共同してその樹園地における果樹の栽培を計画的かつ効率的に行なうとする場合における当該果樹農業者二 前号に掲げる果樹農業者が構成員となつて法人（貸付条件）

第三条 公庫が前条に規定する者に対し果樹園振興資金のうち果樹の植栽に要する資金の貸付けを行なう場合における貸付金の利率は、年七分以内において公庫が定めるものとする。

（貸付金額等の決定）

第四条 公庫は、果樹園振興資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、次条第一項の認定に係る果樹園経営計画を参照して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

（果樹園経営計画）

第五条 果樹園振興資金の貸付けを受けようとする者は、農林省令で定める手続により、果樹園経営

計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の果樹園経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状
二 樹園地の所在及び面積
三 次に掲げる施設等についての現状及び効率的な果樹園経営を推進するためこれらの施設等についてとるべき措置に関する計画

イ 樹園地
ロ 植栽に係る果樹
ハ 病害虫の防除施設その他果樹の管理のために必要な施設
ニ 選果施設その他果実の収穫、集荷、貯蔵又は販売のために必要な施設

四 果実の生産及び販売の数量に関する計画
五 果樹園振興資金のうち公庫からの借入れを必要とするものの額並びにその使用計画及び償還計画
六 第三号の措置に関する計画を達成するために必要な資金で前号に規定するもの以外のものの額及び調達方法

七 その他農林省令で定める事項
3 第一項の認定の申請は、昭和四十年三月三十一日までにするものとする。

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定により果樹園経営計画につき認定を受けた旨の申請があつたときは、その計画に係る事項

が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 当該計画に係る樹園地の面積、その集団する度合い及び立地条件が農林省令で定める基準に適合することとなること。

二 前条第二項第三号に掲げる措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基礎の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

三 前条第二項第四号の計画が果実の需給事情に照らし適当と認められるものであること。

四 当該計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。

五 当該計画に係る事項が達成されるためには、当該計画に記載されたところによつて公庫から資金の貸付けを受けることが必要であつて、他に適当な方法がないこと。

（国及び都道府県の援助）

第七条 国及び都道府県は、果樹園経営計画の作成又はその達成のために必要な助言及び指導その他果樹園振興の振興のために必要な援助を行なうように努めるものとする。

（果樹園振興審議会）

第八条 農林省に果樹園振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、果樹園振興の振興に関する重要事項につき調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、関係行政庁に建議することができる。

第九条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、前条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

第十条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第十一条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。

第十二条 前四条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項及び第三十条第二項の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「果樹園振興特別措置法」とする。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中
果樹園振興 果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）により果樹園振興の振興に関する重要事項を調査審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。

第三十四条第一項の表中
果樹園振興 果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）により果樹園振興の振興に関する重要事項を調査審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。

第三十四条第一項の表中
果樹園振興 果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）により果樹園振興の振興に関する重要事項を調査審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。

第三十四条第一項の表中
果樹園振興 果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）により果樹園振興の振興に関する重要事項を調査審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。

第三十四条第一項の表中
果樹園振興 果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）により果樹園振興の振興に関する重要事項を調査審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。

第三十四条第一項の表中
果樹園振興 果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）により果樹園振興の振興に関する重要事項を調査審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。

第三十四条第一項の表中
果樹園振興 果樹園振興特別措置法（昭和三十五年法律第 号）により果樹園振興の振興に関する重要事項を調査審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。
審議会 審議すること。

理由

果樹園經營計画に基づく効率的な果樹園經營を推進しようとする農業者等に対し農林漁業金融公庫からの資金の融通のめちを開き、果樹園經營の基礎の確立を図るための国及び都道府県による援助措置を定めるほか、農林省に果樹農業振興審議会を設置して果樹農業の振興に関する重要事項を調査審議させ、果樹農業の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業協同組合整備促進法案

漁業協同組合整備促進法

目次

第一章 総則(第一条)	
第二章 漁業協同組合の整備(第二条―第十五条)	
第三章 漁業協同組合整備基金	
第一節 通則(第十六条―第二十八条)	
第二節 役員(第二十九条―第三十五条)	
第三節 出資者総会(第三十六条―第三十九条)	
第四節 業務(第四十条―第四十一条)	
第五節 財務及び会計(第四十二条―第四十五条)	
第六節 監督(第四十六条―第四十八条)	
第七節 雑則(第四十九条―第五十二条)	
第八節 罰則(第五十三条―第五十五条)	
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、漁業協同組合の整備につき指導及び助成を行なうことを目的とする法人の設立その他漁業協同組合の整備を促進するための措置について定めて、漁業に関する協同組織の健全な発展に資することを目的とする。

第二章 漁業協同組合の整備(整備計画の樹立)

第二条 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない漁業協同組合であつて、この法律によつて整備を行なうとするものは、政令で定める日までに都道府県知事の指定する日(以下「指定日」という。)現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならぬ。

2 漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するに当つては、農林省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行ない、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 漁業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、農林省令で定めるところにより、信用漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会をいう。以下同じ。)又は農林中央金庫と協議しなければならない。

4

漁業協同組合が第一項の規定により整備計画をたてるには、その組合員(水産業協同組合法第十八条第三項の規定による組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

(整備の目標)

第三条 前条第一項の漁業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行なわなければならない。

- 一 固定した債務の全部の整理(その事業分量その他の経営条件からみて固定した債務の額が過大であるため当該期限までにその全部の整理ができないと認められる漁業協同組合にあつては、その債務のうち、その額の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて指定した債務以外のものの全部の整理)
- 二 欠損金の全部の補てん(その事業分量その他の経営条件からみて欠損金の額が過大であるため当該期限までにその全部の補てんができないと認められる漁業協同組合にあつては、その欠損金の額のうち、その払込済出資金の額の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて承認した額をその欠損金の額から控除した残額の全部の補てん)

(整備計画の内容)

第四条 整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 組合員又は当該漁業協同組合が会員となつてゐる漁業協同組合連合会との間における利用及び協力を強化するための方策
- 二 事業の執行の体制を改善するための措置
- 三 固定した債権及び在庫品の資金化並びに不要固定資産の処分
- 四 固定した債務の条件の緩和その他信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫から受ける援助の内容
- 五 固定した債務の整理
- 六 欠損金の補てん
- 七 出資金の増加

(整備計画の適否の認定)

第五条 第二条第一項の規定により整備計画をたてた漁業協同組合は、農林省令で定める手続により、これを都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、政令で定めるところにより、漁業協同組合の整備に關し学識経験を有する者の意見を聞いて、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならない。

3 前項の規定による認定は、農林省令で定める基準に従つて行なわなければならない。

(合併の場合の特例)

第六条 前条第二項(第三項及び次条において準用する場合を含む。)の規定によりその整備計画が適当である旨及びこれを變更した場合がある旨の認定を受けている漁業協同組合(以下「整備組合」という。)が合併によつて解散した場合に、当該認定は、その効力を失う。この場合において、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合(整備組合を除く。)が整備を行なうとするときは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画をたてなければならない。

2 前項後段に規定する漁業協同組合は、整備を行なう場合には、当該合併によつて解散した整備組合についての指定日(当該合併によつて二以上の整備組合が解散した場合において、その指定日が異なるときは、当該合併についての登記の日)に最も近い指定日とする。)から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第三条に規定する条件をみたすようにしなければならない。

3 第一項後段の場合には、第二条第二項から第四項まで、第四条並びに前条の規定を準用する。

(整備計画の變更)

第七条 整備組合が第五条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画を變更する場合に、第二条第三項及び第四項並びに第五条の規定を準用する。

第八條 漁業協同組合は、都道府県知事に対し、整備計画の樹立及び変更並びにその実施に関する助言を求めることができる。

含む。は、当該整備組合に係る指定日の属する事業年度からその整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつてゐる事業年度までの各事業年度

組合が整備計画をたて、若しくは変更し、又はこれを実施するため、債権者とその債務の条件の緩和その他の援助を受ける契約をする必要がある場合には、当該漁業協同組合の申出により、そのあつせんをすることができるとある。

の所得の計算上、損金に算入する。ただし、当該欠損金についての明細書を提出しているとともに、昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度（昭和三千四

第十条 信用漁業協同組合連合会は、その会員たる整備組合の整備を促進するため必要があるとき

年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得につき青色申告書（法人税法第二十五条第一項の申告書をいう。以下同じ。）を提出しなかつた。

らず、当該整備組合の承諾を得て、当該整備組合の組合員に対し、その事業に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

つた漁業協同組合及び昭和三十五年四月一日以後において合併により成立した漁業協同組合については、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る青色

日までに第五条第二項の規定によりその整備計画が適當である旨の認定を受けた整備組合の昭和二十九年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において生じた欠損金

出している場合に限る。

前項ただし書に規定する欠損金についての明細書は、最初に提出しようとする青色申告書に係る事業年度が昭和三十五年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで

統する漁業協同組合である場合に
あつては、当該合併によつて解散
した漁業協同組合（第十三条第一
項に規定する解散整備組合を除
く。）から引き継いだ当該欠損金を

の間に開始する事業年度である漁業協同組合にあつては当該漁業協同組合が法人税法第二十五条第三項の規定により提出する申請書（次条の規定により同法第二十五条第三項の期限後に提出されるものを含む）に添えて、昭和三十四

において法人税法第九条第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、同法第二十六条の四第四項の規定による選付を受け

事業年度の翌事業年度の開始の日以後昭和四十二年三月三十一日まで合併によつて解散し、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同

は納付すべき又は同法第三十二
条第二項の規定により徴収され
若しくは徴収されるべき税額があ
る場合には、当該金額から、当該

組合が第五条第二項（第六条第二項又は第七条において準用する場合を含む。）の規定によりその整備計画（その変更を含む。）につき適当である旨の認定を受けているときは、当該合併によつて解散した

る部分の税額を除く)に相当する金額を控除した金額)の計算の基礎とならなかつた金額で、かつ、その欠損金の生じた事業年度以後

整備組合で第十一条第一項ただし書（次項において準用する場合を含む。）の欠損金の明細書を同条第二項（次項において準用する場合を含む。）の規定により提出し、かつ、同条第一項ただし書（次項に

4 前三項の規定により法人税法第九
九条第一項の所得の計算上損金に
る。

において準用する場合を含む。）に規定する事業年度に係る青色申告書を提出しているとともに、その後においても解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（その解散した整備組合が解

すべきものである場合には、当該欠損金については、同条第五項又は第六項の規定は、適用しない。

散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。）において青色申告

出しようとする青色申告書に係る事業年度が昭和三十五年四月一日以後最初に開始する事業年度である場合には、当該漁業協同組合が

書を提出しているもの（以下この項において「解散整備組合」という。）の同条第一項の欠損金で、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業

により提出する申請書は、同項の期限後においても、当該事業年度の終了の日（二月前までは、提出することができる。

第十三条 整備組合が指定日を含む事業年度の翌事業年度の開始の日以後昭和四十二年三月三十一日まで

協がれたものは、当該合併後に開始する最初の事業年度又は当該合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該漁業協同組合の整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなっている事業年

又は当該合併後存続する漁業協同組合が第五条第二項（第六条第三項又は第七条において準用する場合

度の終了の日までに終了する各事業年度において、法人税法第九条第一項の所得の計算上、損金に算入する。ただし、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該

当である旨の認定を受けているときは、当該合併によつて解散した整備組合で第十一条第一項ただし書（次項において準用する場合を

合併後存続する漁業協同組合が当該解散整備組合について解散の日を含む事業年度（当該解散整備組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合に

を含む。の規定により提出し、かつ、同条第一項ただし書（次項において準用する場合を含む。）に規定する事業年度に係る青色申告書を提出しているとともに、その後においても解散の日を含む事業年

青色申告書を提出した場合に臨
る。

② 前項本文の場合には、第十一条
第一項ただし書及び第二項から第
四項までの規定を準用する。
(合併の奨励措置)

散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く。）において青色申告

第十四条 都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく困難であると認められる漁業協同組合がある場合において、漁業に関する協同組織の健全な発展を図るため必要があるときは、当該

漁業協同組合及びこれと合併することを相当と認める漁業協同組合に対し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることができ

2 前項の勧告は、第二条第一項の政令で定める日までにするものとする。

(合併の場合の承継漁業権の行使に関する特例)

第十五条 前条第一項の勧告に係る漁業協同組合が合併する場合において、当該合併によつて成立する漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合が、当該合併によつて解散する漁業協同組合から水産業協同組合法第七十二条の規定により共同漁業権又は区画漁業権（及び建築漁業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。）を承継するときは、合併によつて成立する漁業協同組合にあつてはその最初の定款において、合併後存続する漁業協同組合にあつてはその合併後遅滞なく定款を変更して、いずれも、当該承継に係る漁業権についての組合員の権利につき規定を設けなければならない。この場合には、当該規定に係る定款の部分につき、その定款の設定又は変更前に、当該合併により解散する漁業協同組合の当該解散の時の組合員で当該合併によつて成立する漁業協同組合の組合員となるもの又は当該合併後存続する漁業協同組合の組合員となつたものの三分の二

以上の同意を得なければならない。

2 前項の規定による定款の設定又は変更後当該漁業権の存続期間中において当該漁業権に係る組合員の権利についての定款の規定を変更する場合も、同項後段と同様とする。

第三章 漁業協同組合整備基金

金

第一節 通則

(漁業協同組合整備基金の目的)

第十六条 漁業協同組合整備基金は、漁業協同組合の整備につき指導及び助成を行なうことを目的とする。

(法人格)

第十七条 漁業協同組合整備基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

(事務所)

第十八条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十九条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 出資者総会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項

九 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(資本金)

第二十条 基金の資本金は、次条第一項に規定する者が出資する金額の合計額とする。

(出資)

第二十一条 基金に出資することができ、次に掲げる者とする。

一 漁業協同組合連合会

二 漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五条ただし書の規定により主務大臣が指定したものを除く。）

三 農林中央金庫

2 前項第二号に規定する漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、中小漁業融資保証法第四条及び農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、基金に出資することができる。

(出資金)

第二十二条 基金の出資一口の金額は、十万円とする。

2 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に對抗することができない。

(持分の払い戻し等の禁止)

第二十三条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十四条 出資者は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失ふことができる。

(持分の譲渡)

第二十五条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第二十一条第一項各号に掲げる者でなければ、出資者の持分の譲渡を受け継ぐことができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(登記)

第二十六条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十七条 基金でない者は、漁業協同組合整備基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金に準用する。

第二節 役員

(役員)

第二十九条 基金に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第三十条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員選任)

第三十一条 役員は、定款で定めるところにより、出資者総会で選任する。

2 役員は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員任期等)

第三十二条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができ

3 理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく補欠の役員を選任しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事長及び理事又は監事の全員が欠けた場合において、それぞれ後任の理事長若しくは理事又は監事の少なくとも一人が就任するまでは、辞任又は任期満了により退任した理事長若しくは理事又は監事は、なおその職務を行なう。

5 理事長及び理事の全員が欠けた場合において、必要があると認めるときは、農林大臣は、利害関係人の請求により、一時理事長の職務を行なうべき者を選任することができる。

(役員)の兼職禁止

第三十三條 監事は、理事長又は理事と兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十四條 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第三十五條 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ。

第三節 出資者總會

(出資者總會)

第三十六條 基金に出資者總會を置く。

2 出資者總會は、出資者の総員をもつて組織する。

(出資者總會の権限)

第三十七條 次に掲げる事項は、出資者總會の議決を経なければならぬ。

一定款の変更

二 第四十一條第一項の業務方法書の設定及び変更

2 出資者總會は、出資者の総員の三分の二以上の多数による議決をもつて、役員を解任することができる。

3 第三十一條第二項の規定は、前項の規定による役員解任につき準用する。

(議決権、議事等)

第三十八條 出資者總會において、出資者は、おのおの一個の議決権を有する。

2 出資者總會の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合のほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 議長は、出資者總會において、そのつと選任する。

4 議長は、出資者として出資者總會の議決に加わる権利を有しない。

(招集)

第三十九條 出資者總會は、理事長が招集する。

2 出資者が出資者の総員の三分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して出資者總會の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から起算して二十日以内に、出資者總會を招集しなければならない。

3 理事長の職務を行なう者がなく、又は前条の請求があつた場合において理事長が正当な理由がないのに出資者總會の招集の手続をしないときは、監事は、出資者總會を招集しなければならない。

第四節 業務

(業務)

第四十條 基金は、第十六條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が、第五條第二項(第六條第三項において準用する場合を含む。)の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画(これを變更した場合に於ては、その變更につき第七條

において準用する第五條第二項の規定により適当である旨の認定を受けたものに限る。)に従い、誠実に整備を行なつて、認められる整備計画に対する債権の利息を当該整備計画に従つて減免した場合に、当該信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に對して、その減免した利息の額の全部又は一部に相當する金額を交付すること。

二 第十四條第一項の勧告に係る漁業協同組合が合併した場合に、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合に對して、合併奨励金を交付すること。

三 漁業協同組合に對して、その整備を促進するための指導を行なうこと。

四 前各号に掲げる業務に附帶する業務

(業務方法書)

第四十一條 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書において定めるべき事項は、農林省令で定める。

第五節 財務及び會計

(事業年度)

第四十二條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(財務諸表等の作成及び送付)

第四十三條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計

算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に、これを出資者に送付しなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付するときは、当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四條 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余剰金の運用)

第四十五條 基金は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 銀行、農林中央金庫又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債、地方債又は金融機關の発行する債券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第六節 監督

第四十六條 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、基金に對して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第四十七條 農林大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、基金に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員)の改選命令等

第四十八條 農林大臣は、基金の役員がこの法律、この法律に基づく命令、定款又は業務方法書に違反したときは、基金に對し、期間を指定して、その役員全部又は一部の改選を命ずることができ。

2 農林大臣は、基金が前項の規定による命令に違反したときは、その命令に係る役員を解任することができる。

3 前項の規定による解任の処分があつたときは、その時に、その処分に係る役員は、その職を失う。

第七節 雑則

(国の基金に對する貸付け)

第四十九條 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところによ

り、基金に対し、基金の業務に要する経費の財源の一部をその運用によつて得るための資金を貸し付けるものとする。

2 前項の規定による貸付金については、利息をつけない。

(出資者に対する通知又は催告)

第五十条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第五十一条 基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び基金の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第五十二条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

第八節 罰則

第五十三条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
二 第二十三条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。
三 第二十三条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けたとき。

四 第二十六条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。
五 第四十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
六 第四十三条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しないとき。

七 第四十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。
八 第四十六条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第五十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十五条 第二十七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基金の設立)
第二条 農林大臣は、第二十一条第一項各号に掲げる者の役員のうちから設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第三条 設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、農林省令で定める手続により、基金の理事長、理事又は監事となるべき者を選任し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第二十一条第一項各号

に掲げる者に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

4 設立委員は、前項の規定による募集が終つたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた第二十一条第一項各号に掲げる者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込み(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込み)があつた日において、その事務を第二項の規定により選任された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四十条 前条第二項の規定により選任された理事長となるべき者は、同条第六項の規定による引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五十条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六十条 附則第三条第二項の規定により選任された理事長、理事又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に選任されたものとする。

2 前項の規定によりこの法律の規定により選任されたものとされた理事長、理事又は監事の任期は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(成立の当初の資本金)
第七十条 基金の成立の当初における払込済の資本金の額は、一億円を下るものであつてはならない。

(経過規定)
第八十条 この法律の施行の際現に漁業協同組合整備基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第二十七条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九条 基金の最初の事業年度は、第四十二条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十六年三月三十一日に終るものとする。

(登録税法の一部改正)
第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基金」の下に、「漁業協同組合整備基金」を、「酪農振興基金」の下に「漁業協同組合整備促進法」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第五号ノハの次に次の一号を加える。

五ノ九 漁業協同組合整備基金ノ発スル出資証券

(所得税法の一部改正)
第十二條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「酪農振興基金」の下に、漁業協同組合整備基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「酪農振興基金」の下に、漁業協同組合整備基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「酪農振興基金」の下に、漁業協同組合整備基金」を加える。

理由

自主的に整備を行なう漁業協同組合に対しその整備につき助成を行なうことを目的とする法人として漁業協同組合整備基金を設ける等の措置を講ずることにより、漁業協同組合の整備を促進し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第四十三条第一項ただし書中「及び第七十七条第二項の規定による委託に係るもの」を削る。

第七十二条第一項中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に改める。

第七十三条第二項中「三月」を「一月」に改める。

第七十四条を次のように改める。

(納付金)

第七十四条 保険金の支払を受けた協会は、その支払の請求をした後当該被保証人に対する求償権(協会が当該被保証人に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。)を行使して取得した額(協会が借入金のか、利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額)、当該弁済をした借入金の額の当該弁済総額に対する割合を乗じて得た額)に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第七十二条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

第七十七条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は協会」を削り、同項を同条第二項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に存する中小漁業融資保証保険の保険関係については、改正後の第七十三条

第一項及び第七十四条の規定を適用する。

3 政府がこの法律の施行前に保険金を支払ったことにより改正前の第七十四条の規定により取得した権利の行使の業務の委託(当該委託業務に係る罰則の適用を含む。)については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 政府は、漁業信用基金協会(以下「協会」という。)を相手方として、政府がこの法律の施行前に当該協会に保険金を支払ったことにより当該協会が有する求償権につき改正前の第七十四条の規定による代位により取得した権利を、次項の規定によるものを除き対価を徴しない、当該協会に譲り渡す旨の契約を締結することができる。

6 前項の契約に基づき、同項の求償権に係る権利の譲渡を受けた協会は、その譲渡を受けた日以後においてその求償権(その譲渡しに係る権利が改正前の第七十四条の規定による代位により国に取得された際分割された当該求償権に係る残余の権利で当該協会が引き継いで所有しているものに係る部分を含む、その求償権の取得の原因となつた借入金の弁済をした日以後当該弁済による保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この項において同じ。)

を行使して取得した額(当該協会が当該求償権に係る保証により借入金のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額)、当該弁済をした借入金の額の当該弁済総額に対する割合を乗じて得た額)に、当該求償権の取得の原因となつた借入金の弁済により支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第七十二条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を政府に納付しなければならない。

7 中小漁業融資保証保険特別会計法(昭和二十七年法律第三百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金」を「法第七十四条の規定により納付される回収金」に改め、「又は第二項」を削る。

附則第一項中「附則第三項」を「附則第四項」に改め、附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)附則第六項の規定により納付される回収金及び同法による改正前の中小漁業融資保証法(以下「旧法」という。)第七十四条の規定により代位した求償権に基づく回収金は、この会計の歳入とし、旧法第七十七条第二項の規定による委託業務についての委託手数料は、この会計の歳出とする。

理由

中小漁業融資保証保険における保険金支払に伴う政府の求償権取得の制度を漁業信用基金協会の政府に対する納付金制度に改めて、債権の管理及び回収の円滑化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大野政府委員 ただいま議題となりました漁船損害補償法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年現行の漁船損害補償法が漁船保険法にかわつて制定施行を見て以来、保険加入隻数は義務付保制度による保険料の一部国庫負担を軸として逐年伸長し、現在約十萬隻に達しており、漁船損害補償制度が漁業経営の安定をはかる上に果たす役割はますます重要性を加えて参つておるのであります。しかしながら、翻つて制度運営の現状をしさいに検討いたしますと、なお小型船の加入率が低いため、沿岸漁業者の経営の安定が十分には実現されていまい、小型船関係と大型船関係との間に保険料率が不均衡を示している等、漁船保険事業の健全な発展を阻害している点が見受けられるのであります。従いまして、政府は、昨年五月、農林省に臨時に漁船損害補償制度調査会を設け、制度の改善策を諮問いたしましたところ、その調査審議の結果、九月に至り、同調査会から制度の改善に関する答申が提出されたのであります。政府におきましては、この答申を基本として、この法律案を立案し、今回提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一点は、料率体系の合理化をはかるため、普通損害保険及び満期保険の損害保険部分について保険料率及び再保険料率の算定基準を法定したこととあります。現行の元受純保険料率によれば、保険収支は、大型船舶関係では赤字、小型船舶関係では赤字となっており、小型船舶の引き受け意欲が低調であり、また、小型船を主体とする保険組合においては、経営の困難、執行体制の脆弱化等の事態を招いている状況であります。従いまして、純保険料率は危険率を基礎とし、保険収支の長期均衡を目的として定めるべき旨の規定を設け、この点は是正をはかり、小型船舶の積極的引き受けに対する保険組合の体制の整備を期することとした次第であります。また、現行制度におきましては、再保険料率は純保険料率と同率とすると規定しているのがありますが、本来、再保険と元受保険とは危険分散の範囲を異にしている点にかんがみ、両者を切り離して定めることとし、再保険料率の算定基準を純保険料率とは別個に法定することいたしました。すなわち、再保険料率は、台風その他の異常な天然現象にかかる危険率を基礎として各保険組合ごとに算定される異常危険部分の率と、再保険本来の全国分散の建前に立つて全国平均の通常危険率を基準として算定される通常危険部分の率とを合計した率としたのであります。

第二点は、保険料の国庫負担の方式を改善したこととあります。現行制度においては、義務によって保険に付された漁船等について、そのトン数の大

小を問わず一律に一定の保険金額に見合う純保険料の二分の一を国庫が負担することとしていたものでありますが、経営規模による負担能力の較差を考慮すれば、このことは必ずしも合理的ではないと存するのであります。従いまして、今回漁業経営の規模に応じて国庫負担の階層差を設けることとしたのであります。すなわち、異常な台風その他の天然現象による危険率は負担能力の劣弱な小型船舶階層に特に高く、また、それが不可抗力的な危険であることを考慮して、当該異常危険率に対応する部分の純保険料は全額国庫が負担することとするともに、通常危険率に対応する部分の純保険料については一定の保険金額に見合う部分に

対し漁船の規模の大小に応じ最高百分の六十から最低百分の四十までの割合を乗じた額を国庫が負担することとし、この部分においても小型船舶階層に対する国庫負担を増額する措置を講じたのであります。この点の改善によりまして、義務付保等の場合について右の料率体系の合理化に伴う小型船舶階層の自己負担の増加を防止し、むしろ、その軽減をはかつて、小型船舶階層の保険加入の促進に資することとした次第であります。

なお、以上のほか、義務付保が成立しがたい場合において純保険料率の引き上げにより小型船舶階層の任意加入が阻害されることとなることを防止するため、義務付保以外の場合について一定数の小型船舶の加入が実現した場合に、これに対し義務付保の場合の二分の一に相当する国庫負担を行なう措置を新たに講ずることとし、小型船舶の保

険加入の促進について万全を期することとしたのであります。

第三点は、義務付保の単位となる地区の範囲の明確化及び合理化をはかったこととあります。現行法におきましては、義務付保の対象となる地区を漁業協同組合の地区としておりますが、漁業協同組合の地区の変更等により対象地区の範囲が不確定となるほか、漁業協同組合の地区が重複し、または広域である等のため、付保義務の発生が不円滑となる場合もなしとしないうのであります。従いまして、義務付保の単位となる地区は、都道府県知事が原則として漁業協同組合の地区と一致するように指定するものとして、対象地区の範囲の確定をはかることとし、漁業協同組合の地区が重複し、または広域である等の場合には、都道府県知事は漁業協同組合の地区の一部を対象地区として指定することができることとし、付保義務の発生が円滑に行なわれるよう配慮した次第であります。

なお、以上の三点のほか、保険組合の役員に関する規定、保険関係の承継に関する規定等についても、あわせて所要の改正を加えることとしたのであります。

すでに九年間にわたり、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通して参りましたことは、各位のよく御承知のところであり、この間公庫の貸し付けて参りました資金の総額は昭和三十四年度末において約二千七百億円、その融資残高は約千八百億円に達する見込みであります。昭和三十五年におきましては、前年度に引き続き重要農林漁業施策に即応して農林漁業の生産基盤の強化と経営の安定に必要な資金の融通を行なうこととし、資本金の増額、業務運営の円滑化、融資条件の変更等の措置を講ずるため、本法律案を提案した次第であります。

以下農林漁業金融公庫法の改正の内容について御説明申し上げます。

第一点は、資本金の増額であります。昭和三十五年度における公庫の貸付予定計画額は五百七十七億円でありまして前年度に比較して八十五億円の増加となっておりますが、この五百七十七億円の貸付を行なうための原資は、年度内の資金交付所要額等を勘案いたしまして、一般会計からの出資金七億円、産業投資特別会計からの出資金七十億円、借入金といたしまして資金運用部から百二十八億円と簡易生命保険及び郵便年金特別会計から百三十億円、並びに回収金等百五十四億円、合計四百八十九億円となっております。以上の通り、政府が一般会計及び産業投資特別会計から七十七億円を出資することとなっておりますので、現行の資本金に関する規定を改正することとしたのであります。

第二点は、貸付金の回収等業務の円滑な運営をはかりますため、公庫が、

その業務にかかる現金を郵便振替貯金とし、または農林中央金庫もしくは銀行に預け入れることができることとするのであります。公庫の業務の拡大とともに、公庫の直接貸しの事業量は年々増大してきているのであります。が、このような資金の借り入れを受け、このよう返済いたしなす場合、現行公庫法の規定によりますと国庫代理店である日銀またはその代理店を通じて返済するはかなく著しく不便であります。ことから、借入金の返済にあたりましては、郵便振替貯金による送金の道を開くこととし、同様の趣旨から農林中央金庫または銀行に預金できることとし、これにより公庫の貸付金回収事務の簡素化をはかることとし、現行第二十六条の規定を改正することとしたのであります。

第三点は、土地改良に必要な資金の貸付にかかる貸付条件の変更であります。御承知の通り、土地改良に必要な資金の据置期間は、現行公庫法上最長五年と定められておりますが、都道府県営の土地改良事業に対し貸し付けられる資金につきましては、据置期間は現行の五年ではなお短期に過ぎることから、この期間を七年に延長し、もってこれら土地改良事業の一そのの円滑化を期することとし、土地改良に必要な資金の貸付条件中据置期間に関する規定を改めるものであります。

以上がこの法律案を提案いたす理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。次に、果樹農業振興特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

今後の日本農業の発展に大きな役割を果たすことが期待される部門の一つとして果樹農業があげられていることは御承知の通りであります。最近における果樹農業の急速な成長は、この期待を十分に裏付けているものと思われるのであります。

今その成長率について見ますと、昭和二十五年を一〇〇とした場合、昭和三十三年には二四八・四とおおよそ二倍半の伸びを示しており、またその粗生産額は昭和三十三年において六七九億円に達し、その農業総生産額中に占める割合を見ますと四・三％という大きな比重を持っているのであります。

しかしながら、今後の国民経済の発展と食糧消費構造の高度化に即応した農業構造の確立と農業経営の近代化に資するためには、このような趨勢にある果樹農業をさらに安定した発展の軌道に乗せることが必要であり、このため国及び都道府県による積極的かつ総合的な対策を講じなければならぬと考えるのであります。従いまして、政府といたしましては、別途農林省設置法等関係法令の一部を改正いたし、果樹に関する行政を総合的に振興局の所掌とするとともに、振興局内に新たに園芸課を設置することにより、果樹行政の強化拡充をはかるほか、生産、流通、消費及び輸出の各分野にわたり一段と総合的な施策を推し進めて参りた

今後の果樹園経営合理化の基本的方向は、適正な経営規模を維持しつつ生産から販売に至るまでの諸過程においてできるだけ共同化を促進することにあることにかんがみ、その基礎条件である園地の集団化と効率的な機械及び共同施設の導入を計画的かつ積極的に推進することが緊要と考えられるのであります。

この法律案は、右に申し述べました園地の集団化及び農作業等の共同化を推進することを目標として、果樹の計画的かつ集団的な栽培を促進するための資金融通の措置、その他果樹園経営の基盤の確立をはかるための措置を法律制度として確立し、果樹農業の健全な発展に資するとするものであります。

以上がこの法律案を提出する趣旨の概要であります。次にその主要な内容を御説明申し上げます。

まず第一に、果樹の計画的かつ集団的な栽培を行なうことによつて合理的な果樹園経営の確立をはかることとする農業者の集団またはその組織する法人であつて、その樹立にかゝる果樹園経営計画につき都道府県知事の認定を受けたものに対して果樹の植栽その他に要する資金を農林漁業金融公庫から長期かつ低利の条件で融通することとするとともに、その場合の貸付条件等を規定してあります。

第二に、資金の貸付を受けようとする者は、果樹園経営計画を作成して都道府県知事の認定を受けることとし、その経営計画の内容及び都道府県知事の認定基準並びに認定申請の期間を規定してあります。

第三に、国及び都道府県による果樹園経営計画の作成またはその達成のために必要な助言及び指導その他果樹農業の振興のために必要な援助についての規定を設けてあります。

第四に、農林省に果樹農業振興審議会を設置して、果樹農業の振興に関する重要事項について調査審議させることといたしてあります。

第五に、以上と関連して、附則で農林省設置法および農林漁業金融公庫法に所要の改正を施してあります。

以上がこの法律案のおもな内容でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませようお願いする次第であります。

次に、漁業協同組合整備促進法案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十四年二月現行の水産業協同組合法が施行されて以来、沿岸漁業協同組合の組織化は着実に進み、沿海の地区出資組合の数は三千百余組合に達しており、これらの組合が沿岸漁民の唯一の協同組織としてその経済的・社会的地位の向上と生産力の発展をはかる上に果たしている役割は、ますます重要性を加えて参つておるのであります。

しかしながら、これらの漁業協同組合の中にはなお多くの経営の不振な組合が存在しているものでありまして、これら不振組合の整備を早急にはかり、もつて漁業協同組合の本来の使命の遂行に遺憾なからしむる必要があるものであります。このことにつきましては、第二十四国会における衆参両院の農林水産委員会及び第三十一国会における衆議院農林水産委員会におきまして、漁業協同組合の整備を促進するよう

との御決議があり、また、昨年十月の漁業制度調査会の農林大臣に対する中間報告におきまして、沿岸漁業振興のなない手としての漁業協同組合の整備強化をはかる必要性が強調されておりました。政府といたしまして、これらの御決議等の趣旨を体しまして、鋭意その対策を検討いたした結果、今般この法律案を立案し、提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の内容について概略御説明申し上げます。

まず、第一点といたしましては、事業の継続に著しい支障を来すことのないいはゆる赤字不振組合についての整備の目標、その手続、都道府県知事の援助及び弱小組合の合併についての勧告等につき法定したことでありまして、すなわち、これらの組合がこの法律案の規定によつて整備を行なうとする場合には、都道府県知事が指定する日現在により組合の資産の適正な評価を行なつて貸借対照表を作成し、これに基づいて整備計画を立て、これに基づき、都道府県知事の認定を受けなければならぬこと、整備計画の内容には、組合員及び関係連合会との利用及び協力を強化するための措置、執行体制の改善、増資等、組合の整備を進めるために必要な事項を定めねばならぬこと、整備の目標としては、五年間に固定化債務の整理と欠損金の補てんを行なうべきこと等につき法定いたしました。組合整備の効果を期することとした次第であります。また、これらの組合がその整備を進めますにあたりまして、都道府県知事が必要な助言またはあつせんができることとし、さら

に、組合が有する過去の欠損金の補てんを容易にするため法人税法上の特例を設けることといたしてあります。さらに、漁業協同組合の整備の一環として、いづゆる弱小組合の合併につき都道府県知事が勧告をすることができるようにするとともに、合併を内部的に促進するため、漁業協同組合の漁業権行使に関する定款の設定及び変更についての特例を設ける等の措置を講ずることといたしました。なお、信用事業を営む漁業協同組合連合会が整備を行なう組合の組合員に対して直接貸しを行ない得ることとし、組合の整備を側面から援助するための規定も設けることといたしてあります。

次に、第二点といたしましては、漁業協同組合の整備を助成するための組織として漁業協同組合整備基金につき定めたこととあります。

組合の整備を促進するためには、前述の諸措置のほか、信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫がこれらの組合に対して有する債権の利息の減免を行ない得るようすることが必要であるわけでありまして、従いまして、漁業協同組合の整備につき密接な関係を有してあります漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫をもつて組織する漁業協同組合整備基金という団体を設け、整備基金は、これらの者が出資する出資金及び国から無利息で貸し付けられる資金の運用益をもつて、整備を行なう組合に対し利息の減免をした信用漁業協同組合連合会または農林中央金庫に對し、その減免利息の一部を助成する業務を行なうこととし、もつて、これら金融機関の整備組合の整備に対する協力体制

を強化しようとするものであります。
また、整備基金は、この利子補給の業務のほか、合併奨励金の交付及び漁業協同組合の整備に関する指導業務も行ない得ることとなっております。

次に、整備基金の内容についてであります。前記のように、整備基金に出資し得る者は漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫であります。これらの出資者は、出資者総会において役員を選任及び定款の変更、業務方法書の設定、変更等についての議決をすることができるとなっております。また、国は、整備基金に對して、その業務の運営に必要な経費の財源の一部をその運用によって得るための資金を無利息で貸し付ける旨を定め、整備基金の業務の財政的基礎を強固にするための措置を行なうことにいたしております。その他、整備基金の財務に關しまして出資者配当の禁止等の規定を設けましたほか、所要の監督及び罰則規定を設けまして、整備基金の運営が健全かつ円滑に行ない得るよう配慮いたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十七年十二月中小漁業融資保証法が公布施行されて以来、現在三十九の漁業信用基金協会が設立され、中小漁業者のためにその債務の保証事業を行なっており、その保証累計額は昭和三十四年十二月末現在で三百六十

億円を上回り、漁業金融の円滑化のために大きな役割を果たしております。しかしながら、ひるがえつて、本制度の運営の現状をいさいに検討いたしましたところ、債務の保証額が増加するにつれて債務者に対する求償権も次第に累増するに至り、これが回収の円滑化をはかることは中小漁業融資保証事業の健全な発展のためにきわめて必要なことになっております。

こゝにおきまして、政府といたしまして、この法律案を立案し、提出した次第であります。

次にこの法律案について概略御説明申し上げます。

現行制度によりますと、政府は、漁業信用基金協会とその保証につき保険する契約を締結し、この契約に基づき保険金を支払った場合には、協会が有する被保証人に対する求償権について、支払った保険金の限度で協会に代位して求償権の一部を取得し、さらにこの権利の管理及び行使を協会に委託することになっております。今回は、これを改めまして、政府が保険金を支払った場合においても、協会の被保証人に対する求償権に代位しないこととし、協会は、求償権の管理及びその行使にあたり、これにより回収した金額があるときは、その金額のうち支払いを受けた保険金とそれに対する利息との合計額に相当する金額を政府に納付しなければならぬものとしたことが第一点であります。

第二点は、漁業信用基金協会は、保証債務を被保証人にかわつて弁済をした後、三月を経過しなければ、政府に對して保険金の支払の請求ができない

のが現行制度であります。これを一月に短縮した点であります。

第三点は、さきに申し上げました第一点の改正に伴う経過措置であります。すなわち、政府は現在すでに代位により取得した約四億円の求償権を所有しておりますが、この権利は、その管理及び行使を協会に委託しております結果、改正後生ずる求償権と異なつた取り扱いを受けることとなりますので、これを避けるため、政府の所有している求償権を協会に譲り渡し、また、求償権の管理及びその行使の一元化をはかることにしたのであります。

なお、以上の三点のほか、第一点及び第三点の改正に伴い中小漁業融資保証法特別会計法に所要の改正を加えることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願いする次第であります。

○吉川委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました五法案について質疑は後日に譲ります。

○吉川委員長 第三十一国会内閣提出、養鶏振興法案を議題といたします。

養鶏振興法案

(目的)

第一条 この法律は、優良な資質を備える鶏の普及を図るための制度を定めることにより、養鶏の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「標準鶏」

とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備える鶏をいう。

- 一 単冠白色レグホーン種
- 二 横はんブリマスロック種
- 三 単冠ロードアイランドレッド種
- 四 ニューハンプシャー種
- 五 名古屋種
- 六 三河種
- 七 その他農林省令で定める品種

2 この法律において「種卵」とは、鶏の雌で農林省令で定めるところにより継続して鶏の雄と交配可能な状態におかれたものから農林省令で定める期間内に生まれた卵をいう。

3 この法律において「種鶏業者」とは、種卵の生産を業とする者をいい、「ふ化業者」とは、鶏のひなの生産を業とする者をいう。

(種卵及び鶏のひなに関する表示等)

第三条 標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵については、その生産者は、農林省令で定めるところにより、その種卵又はその容器包装に、当該交配に係る雄及び雌の品種を示す農林省令で定める様式の表示を附することが出来る。

2 前項の規定による表示が附されている種卵又は当該表示がその容器包装に附されている種卵からふ化した鶏のひなについては、その生産者(そのふ化を委託した者を含む)は、農林省令で定めるところにより、そのひな又はその容器包装にそのひなの品種(品種の異なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなについては、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種)を示す農林省令で定める様式の表示を附することが出来る。ふ化業者が飼養する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵で同項の規定による表示が附されていないものから当該ふ化業者がふ化した鶏のひなについても、同様とする。

なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなについては、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種)を示す農林省令で定める様式の表示を附することが出来る。ふ化業者が飼養する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵で同項の規定による表示が附されていないものから当該ふ化業者がふ化した鶏のひなについても、同様とする。

第四条 前条の規定による場合を除き、何人も、種卵若しくはその容器包装又は鶏のひな若しくはその容器包装に同条に規定する表示又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2 前条に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、再び種卵又は鶏のひなの容器又は包装材料として使用してはならない。ただし、その表示に係る標準鶏の雄及び雌の品種と同一の品種に属する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵又はその表示に係る同条第二項に規定するひなの品種と同一の品種に係るひなの容器又は包装材料として使用する場合は、この限りでない。

(標準鶏の認定)

第五条 種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏について標準鶏

である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識をつけるものとする。

(優良な資質を備える鶏を普及するための国及び都道府県の措置)

第六条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、種鶏業者のうちその経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、その飼養施設における鶏に係る伝染性疫病の発生の状況等を勘案して適当と認めるものに対して配布するように努めなければならない。

(施設の整備)

第七条 種鶏業者は、その飼養する鶏が伝染性疫病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒そう等の消毒用施設を整備するように努めなければならない。

2 ふ化業者は、その生産するひながひな白痢にかからないようにするため、ふ卵舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努めなければならない。

(資金の融通のあつせん等)

第八条 国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金でこの法律に基く措置を実施するため必要と認められるものの融通のあつせん、養鶏を業とする者の経営の改善のために必要な助言及び指導その他養鶏の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。

第一類第八号 農林水産委員会議録第六号 昭和三十五年三月一日

のとする。

(罰則)

第九条 第四条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

優良な資質を備える鶏の普及を図るため、一定の品種に係る種卵及び鶏のひなについての表示の制度その他必要な措置を定めて養鶏の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉川委員長 本案についての提案理由の説明聴取は、継続審査でもあり、すでに聴取いたしておりますので、これは省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議もないようでありますので、さように決します。

○吉川委員長 次に本案についての質疑に入るのではありませんが、別に質疑の通告もありませんので、質疑はこれにて終局いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議ないようでありますので、さように決します。

○吉川委員長 この際本案に対し自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案による修正案が提出されております。修正案はお手元に配付いたしてある通りであります。

ます。修正案はお手元に配付いたしてある通りであります。

養鶏振興法案に対する修正案

修正する。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、養鶏の振興を図るため、優良な資質を備える鶏の普及のための制度及び養鶏経営の改善のための措置等を定め、もつて農家経済の安定と国民の食生活の改善に資することを目的とする。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

第八条を次のように改める。

第十九条 国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金の融通のあつせんをすることができ。

2 前項に規定するもののほか、国及び都道府県は、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費の増進のために必要な経費の補助又は資金の融通のあつせんその他養鶏の振興のために必要な助成をすることができ。

第九条中「第四条の下に」又は第十五条第二項若しくは第三項を加え、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨

げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

第六条の次に次の十二条を加える。

(ふ化業者の登録)

第七条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場(人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。)が次の各号に掲げる要件に適合するとき、その住所を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一 ふ化場の施設で農林省令で定めるものが農林省令で定める基準に適合するものであること。

二 種卵のふ化に關し農林省令で定める経験を有する者が種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれてゐること。

ふ化業者は、前項の登録(以下「登録」という。)を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名)

二 ふ化場の名称及びその所在地

三 ふ化場の施設で農林省令で定めるもの

四 ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に關する経験

五 その他農林省令で定める事項

都道府県知事は、登録の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは登録を拒むことができる。

一 第十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者

二 前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反した日から二年を経過しない者

三 法人であつてその役員のうちに前二号の一に該当する者があつるもの

4 登録は、登録簿に農林省令で定める事項を記載して行ない、登録をしたときは、その旨を公示するものとする。

5 都道府県知事は、登録をした場合において、登録を受けたふ化業者(以下「登録ふ化業者」という。)が他の都道府県の区域内にふ化場を開張しているときは、登録簿の当該ふ化業者に係る部分の写しを当該他の都道府県の知事へ送付しなければならない。

6 都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に対し、その理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

第八条 登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第一項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けなければならない。

2 前項の場合において、当該ふ化場が登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内に開設されたものであるときは、同項の確認をした旨又は確認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第九条 登録ふ化業者は、第七条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その者の住所地を管轄する都道府県知事及び当該変更に係るふ化場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 登録ふ化業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内に、当該登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 登録ふ化業者が種卵をふ化する事業を廃止したときは、その者

二 登録ふ化業者が死亡したときは、その相続人

三 登録ふ化業者が法人である場合において、合併により解散したときは合併後存続する法人又は合併により成立した法人、合

併以外の理由により解散したときはその清算人（破産による解散の場合にあつては破産管財人）

第十条 都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 ふ化場が第七条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

二 新たにふ化場を開設した場合において、第八条第一項の規定による確認を受けずに当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行つたとき。

三 偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。

四 この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。

五 第七条第三項第三号に該当するに至つたとき。

2 登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合において、その所在地を管轄する都道府県知事は、そのふ化場につき、登録ふ化業者が前項第一号から第四号までに掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

8 都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示しなければならない。

4 都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取消しを受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県の知事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第十一条 登録の有効期間は、三年とする。

2 登録及びその取消しの効力は、全都道府県に及ぶ。

第十二条 この法律に規定するもののほか、確認及び登録の手続その他確認及び登録に関し必要な事項は、農林省令で定める。

(登録ふ化業者の義務)

第十三条 登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化した鶏のひなの販売並びに鶏の伝染性疫病に関する事項を明らかに記載し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 登録ふ化業者は、鶏の伝染性疫病の発生予防又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒、ふ化した鶏のひなの販売等につき充分に留意しなければならない。

(登録ふ化業者に対する措置命令)

第十四条 都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する義務を履行していないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該義務を履行させるため必要な措置

をとるべき旨を命ずることができ

(登録ふ化業者の表示等)

第十五条 登録ふ化業者は、登録ふ化業者である旨の表示をし、及びその者のふ化場でふ化した鶏のひな又はその容器包装に、当該登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示を附することができ

2 前項の規定による場合を除き、何人も、登録ふ化業者である旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示をし、又は登録ふ化業者のふ化場でふ化したものでない鶏のひな若しくはその容器包装に、登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示を附してはならない。

3 第一項に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、当該登録ふ化業者以外のふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなの販売の用に供してはならない。

(立入検査等)

第十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者から、その者の業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(養鶏振興審議会)

第十七条 農林省に、養鶏振興審議会を置く。

2 養鶏振興審議会は、次に掲げる事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

一 鶏の改良増殖に関する事項

二 養鶏経営の合理化に関する事項

三 養鶏生産物の規格の設定その他の流通の改善に関する事項

四 養鶏生産物の価格の安定に関する事項

五 養鶏生産物の輸出に関する事項

六 養鶏生産物の加工業の振興に関する事項

七 養鶏生産物の消費の増進に関する事項

八 その他養鶏振興に関する重要事項

3 養鶏振興審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

4 委員は、養鶏経営、鶏の改良増殖、種卵のふ化及び養鶏生産物の処理、加工、保管、出荷、販売又は消費に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5 養鶏振興審議会に会長を置く。

6 会長は、委員の互選により選任する。

7 会長は、会務を総理し、養鶏振興審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

9 委員は、非常勤とする。

10 前各項に定めるもののほか、養鶏振興審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。(国及び都道府県の行なう措置)

第十八条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の供給を充分に確保するため、その生産の用に供する施設の整備、優良な種鶏の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の効率的な普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、飼養施設における鶏の伝染性疾病の発生状況等を勘案して適当と認める種鶏業者に對して配布するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、養鶏の振興を図るため、積極的にこれに必要な試験研究及び技術の普及を行なうとともにこれらを助長するものとする。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中中央生乳取引調停審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興法(昭和十五年法律第...)

養鶏振興法(昭和十五年法律第...)

○吉川委員長 修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。石田省全君。

○石田(省)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して修正案を提出したいと存じます。

○吉川委員長 以上をもちまして修正案の趣旨説明は終わりました。本修正案につきまして国会法第五十七条の三により内閣に對し意見を述べ

る機会を与えます。大野農林政務次官。

○大野政府委員 本案につきましては、慎重検討をいたしたい点もあるやにも思われますが、養鶏振興法そのものには異存はありませんので、本修正案が国会通過の際は、これに規定する

個々の事項については適切に運営をいたしたいと存する次第であります。

○吉川委員長 これより修正案の質疑に入るのではありませんが、別に質疑の通告がないようでありますから、原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本案は石田省全君外三十九名提出の自

民、社会及び民社共同提案による修正案の通り修正議決いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さうに決しました。

午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時四十分開議

○吉川委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

農林水産業の振興に關する件について調査を進めます。

第五・八幡丸事件について永田参考人に御出席をいたしておられますので、この際参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は御多用のところ本委員会の調査のため遠路わざわざ御出席をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

あります。第五・八幡丸事件に關しましては、本委員会といたしまして、わが國漁業の将来、また人道上の問題等より考えまして、きわめて深い関心を持っておる次第であります。従いまして、参考人の方には十分この点をお含みの上、あなたのお立場から忌憚のない御意見を承り、もって本委員会の調査に資したい所存であります。何とぞよろしく願ひいたします。

なお、参考人の御意見は初め十五分程度お述べいただき、あとは質疑によりお答えをお願いいたします。それでは、第五・八幡丸事件について、まず海上保安庁より本件の経緯等に関し説明を求めます。林海上保安庁長官。

○林(海)政府委員 第五・八幡丸拿捕事件の経過につきまして御説明申し上げます。

海上保安庁第七管区本部からの報告によりますと、長崎県五島の永田水産所属の第五・八幡丸、これは五七・九六トン、乗組員は十三名でございますが、第五・八幡丸は僚船第六・八幡丸とともに、二月十日の午前一時、五島の奈摩港を出港いたしました。十二日の朝四時ごろ、農林二四五区の一

といふと、二四五区は北東の部分であります。その付近で韓国警備艇八六七号艇——これは後にわかったのであります。韓国警備艇の追跡を受けまして、救助を頼む旨の通信を五島の奈良尾漁業無線局あてに連絡しつつ退避を開始したのであります。同時に、第六・八幡丸の方は別に逃走退避に成功したのであります。四時五十分、韓国の警備艇に強行接舷されまして、警備兵一名が移乗して参りました。

機関停止を命ぜられたのであります。が、これを押えましてなおも逃走を続けておりましたところ、五時三十八分、農林二四五区の一で機関停止、ついに拿捕されるに至つた。その後韓国の警備艇はこの船を連行いたしました。濟州島方面に向かう途中、八時十三分、第五・八幡丸は船体が傾斜いたしました。水船となり沈没に瀕しましたので、乗組員を韓国警備艇に強制移乗をさせられたのであります。同船は、八時三十分、ついに農林二四五区の一——北緯三三度七分、東經一二七度三四・三分の場所ですべて沈没した。韓国警備艇はその後第五・八幡丸の乗組員全員を收容したまま濟州島向けに連行を続けた。というのがその概要であります。

海上保安庁といたしましては、当時、李ラインの特別の哨戒のために巡視船を六隻派遣いたしておりました。警戒中でございました。事件発生水域につきましては、二月十一日の午後五時三十分から警報を発令いたしております。なお、十二日の午前一時三十分、重ねて警報を発令いたしております。朝の四時十四分四十分二十分にかかけまして、そのうちの一隻——巡視船の「やまぎ」から、「あまぐさ」といふ巡視船、これはその日の指揮船であります。が、「あまぐさ」あてに、長崎県五島の永田水産の第五・八幡丸が韓国警備艇に追跡されている旨奈良尾の漁業無線局あてに連絡しているという通報が入つたのであります。四時二十五分、「あまぐさ」は巡視船の「つがる」、「あわじ」というのに對しまして、現場向

けの方向を急行するように指示いたしますとともに、みずからも現場に急行したのであります。

その後第五・八幡丸は午前の四時五十八分から五時三十八分までの間に機関停止いたしました。拿捕されたのでありますが、拿捕されるまでその模様を通報して参つておりましたが、五時三十八分以後通信は途絶いたしました。五時四十五分、「あまぐさ」が第五・八幡丸を喚呼したのでありますが、応答がなかったため、拿捕されたものと判断いたしました。さらに現場への急行を続けたのであります。

それから約一時間ほどたちまして午前六時四十五分、「あまぐさ」は農林第二四五区の七という付近で、付近を済州島向けに第五・八幡丸を進行している警備艇を発見いたしましたので、これに接近して釈放の方交渉に当たりましたのであります。七時二十分、第五・八幡丸を先行させてそのあとを航行しておりました韓国警備艇の右横約三十メートルを「あまぐさ」が追尾航行しておるのであります。七時二十五分、「あまぐさ」が第五・八幡丸の至近距離に近づきましたところ、この警備艇は、本船の進路を妨害するなどという信号を掲げまして、機銃のカバーをはずしまして巡視船に向けこれを撃ちました。こういう状況に立ち至ったのであります。「あまぐさ」はその際一応距離を約五百メートルほどに離脱いたしました。機を見て警備艇の右舷後方または真横の五十メートルから百メートルというところに接近しまして、釈放交渉に当たったのであります。相手は応答しない、こういう状況であります。この際確認いたしましたところでは、第五・八幡丸のブリッジに二、三名、後部二名韓国側の警備員を認めましたが、第五・八幡丸の乗組員はその

際認められなかったというのであります。八時十分には第五・八幡丸の船体が傾きました。八時十二分にはほとんど横倒しとなつてしまつたのであります。乗組員が上甲板に出ているのを見かけましたが、八時十三分、第五・八幡丸は沈没しかかりましたので、「あまぐさ」はこの船に接近を試みまして、乗組員の救助に当たつたべく、第五・八幡丸の左舷一メートルのところまで接近し、あわや、これと接触せんとしてしまったときに、一瞬警備艇の方がその向こう側で乗組員及び韓国警備員を強制収容いたしました。この状況であつたのであります。

八時二十七分から八時三十四分の間、第五・八幡丸は完全に沈没いたしました。付近海面には重油が一面に流れ、トログその他が散乱しておつたのであります。その沈みまゝした場所は、北緯三十三度七分、東經百二十七度三十四分でございます。「あまぐさ」は、沈没を確認いたしました後、韓国警備艇をさらに追尾をいたしました。再三漁船の乗組員の釈放交渉に当たつたのでありますが、韓国警備艇はこの要求に応じないで済州島方面に航行を続けました。

一方、八時四十五分ごろから「あまぐさ」と韓国警備艇を見つけておりました巡視船の「つがる」は、九時四十分には警備艇との距離三十メートルまで接近いたしました。さらに、第五・八幡丸乗組員の釈放交渉を旗流信号によつて行なつたのでありますが、相手はこれに応答しない、こういう状況でございます。

その後、「あまぐさ」と「つがる」は韓国警備艇の城山浦入港まで追尾を続けただのであります。午後一時に警備艇は済州島の城山浦に入港いたしました。午後二時三十五分になりまして、再び出て参りまして、済州島の山地に向けて航行を再開した。「あまぐさ」はさらにこれを追尾いたしますとともに、再度接近して連行漁夫の引き渡しを交渉したのであります。何ら応答なく、午後五時三十分には警備艇が山地の港口に達しましたので、やむなく交渉を断念して引き返したというのが当時の経過でございます。

○吉川委員長 次に、永田参考人から当時の経緯等についての参考意見を承ります。永田参考人。

○永田参考人 わしらは二月九日の午後二十三時四十五分に奈摩港を出港しました。それから約四・五ノットぐらいでウエス・バイ・サウスへ航走しました。西風が十メートルぐらい出ておりました。そして十日午前九時に投網しました。その日は七メートルから八メートルの風で、四回操業しました。それから二四五区の方に引きまして、方向探知機で測定したところ、いつも来ているところに来まして、魚群探知機の測定などを見まして操業しました。十一日の晩十時ごろに、片船の春日船長が寒冒のために第六・八幡丸船長の木戸博美さんと僕が交替しまして、僕が六号を指揮してやっていたのです。そして十二日の午前二時五十五分に韓国の警備艇を発見しました。そのときは韓国の警備艇とはわからず、三時ごろ確認したので、それで第六・八幡丸に五十メートルぐらいに接近しました。そのときにはもう第五・

八幡丸と第六・八幡丸は三十メートルぐらいにくっついておりまして、それで、ワイヤーを渡して、すぐ僕は第六・八幡丸の船首を回つて船尾の方へ回りまして、そうしたら、韓国の警備艇が右舷の方に回りまして第六・八幡丸を追跡しました。追跡してから五分か十分——無灯でしたものですから時計は見られず、多分五分ぐらいだと思ひますが、追跡されまして、ウエスの方に逃げました。それから、わきにおつた第五・八幡丸の方に警備艇が転進した。そして進路をサー・ウエスの方に向けて走つてから、また進路を変えて、サー・ウエスの方向からイース・ノー・イースへ転進して福江の北に入りました。それで、三時五分か十分ごろ第五・八幡丸と別れてから、その後はわからなくなつたのです。

それまでの状況を図で説明しますと、発見したのは二四五区の方です。警備艇がここに来たときは、すでにワイヤーを六号から五号に渡して、エンジンをかけて、第六・八幡丸は回つて、警備艇はここに来た。警備艇が回つたから、六号は逃げ出したら、こまでつてきた。それで、六号はウエスの方に逃げて、警備艇はこま回つて五号の方に来た。こまで来たときは五号はすでに見えなかった。これが九時に操業を開始した位置です。それから南の方へ三時間来まして、ここで揚網しまして、それからサー・ウエスの方に回りまして、サー・ウエスの方へ行きました。ここで操業しているのです。それで、その日は第五・八幡丸の船長が寒冒のため

に、第六・八幡丸の木戸博美が第五・八幡丸に乗船しまして、私が第五・八幡丸から第六・八幡丸に移動して第六・八幡丸の指揮をとりました。そして、ここで操業した後、午前二時五十五分に南の方へ走つて、こんな状態になつてきたのです。それで、来たから、韓国警備艇を六号はウエスの方に逃げて、それからサー・ウエスに転進しまして、サー・イースで二時間ぐらい、それからイース・ノー・イースと福江へ来た。

操業位置は魚群探知機で確認したので、それで、女島の灯台と大瀬崎の灯台から出ている電波をキャッチしながら、この辺で操業しておつたわけです。(網島委員)その地図で言えば、沓岐はどの辺になりますかと呼ぶと沓岐はこの辺です。(網島委員)「対馬」と呼ぶ。対馬はこの辺です。

○吉川委員長 本件について質疑の通告があります。これを許します。中村時雄君。

○中村(時)委員 まず第一にお尋ねしたいのは、八幡丸の方の問題なんです。八幡丸の方の第五、第六、どちらでもけっこうなんです。海上保安庁の巡視船から無線連絡を受けましたか受けませんか。

○永田参考人 無線を海上保安庁から受けたか受けないか、それはわかりません。無線士が受けて——翌十一日には奈良尾の無線局からは何か出たのです。そういう無線士が受けたやつを船長に報告するわけです。

○中村(時)委員 第五・八幡丸の方には無線を受ける装置があるのかどうか。

○永田参考人 してあります。

○中村(時)委員 そうすると、その韓国船があなた方を発見をし、追跡する、こういうことになってきたわけですが、その場合に、たとえば海上保安庁の方から、今ここの状態にあるからというふうな無電やそういうものは受けていないですか。

○永田参考人 そういうことは私はわかりませんね。

○中村(時)委員 海上保安庁にお尋ねしますが、その事前に無電を出して警戒の警告をしておるかどうですか。

○林(坦)政府委員 いたしております。先ほど御説明申し上げました通り、二回にわたりまして警戒を出しておるのであります。

○中村(時)委員 そういたしますと、この無電を受けておるといふことを本船に乗っておったあなたは全然知らなかったわけですか。

○永田参考人 私は知りません。

○中村(時)委員 そうすると、海上保安庁の方はその無電を出して、その後、これはおそらく第五・八幡丸との応答連絡があったと思うのです。すると、第六の方は、今言った通り参考人が船長代理をしていらつしやったが、その御確認がないようでありましたが、あなた方が打電をいたしました反応はどうかというふうに現われてきましたか。

○林(坦)政府委員 警戒は放送によってやっておりますので、各船はそれぞれそれを聞いておる、こういう状況でございます。

○中村(時)委員 そのときに、第五・八幡丸からは、それに伴っての応答は何にも連絡はなかったわけですか。

○林(坦)政府委員 ございません。

○中村(時)委員 受電後韓国の警備艇を発見したのは一体いつごろだったのですか。

○林(坦)政府委員 海上保安庁の船が第五・八幡丸を発見いたしましたのは、第五・八幡丸が韓国警備艇に連行されていく途中でございまして、朝の六時四十五分でございます。

○中村(時)委員 第六・八幡丸の代理船長にお尋ねしたいのですが、韓国の警備艇は、先ほど地図で見ましたが、拿捕されたときの地図の中において、どういふ方向から来て、こちらの船はどういふ方向に逃げていくか。たとえば、この地図からいいますと、これはあとから御質問したいと思いますが、李ライン外——李ラインというものがあつた、その李ラインの外から、ということは東になりますね。そして西の方に追い込まれていくような状態になったのかどうか。それを一つお尋ねしたい。

○永田参考人 韓国の警備艇は東から来ています。それで、船をライン内に入れよう入れようとしていました。

○中村(時)委員 保安庁の方でもその点は御確認されますか。

○林(坦)政府委員 それは私どもの方では確認いたし得ません。

○中村(時)委員 もう一つ、今度は、船長代理にお尋ねしたいのですが、韓国警備艇は、そのときに点灯をしておったか。点灯に気がついたのは何分くらい前ですか。

○永田参考人 点灯に気がついたのは五分くらい前でございます。

○中村(時)委員 保安庁にお尋ねしたいのですが、その韓国警備艇の速力は何ノットくらいか、あるいは、トン数はどのくらいになりますか。

○林(坦)政府委員 二百五十トンくらいで、十二ノットの速力を持っております。

○中村(時)委員 点灯というものは甲種と乙種に分かれておると思うのですが、警備艇の点灯しておったのは甲種の方に入っておりますか乙種の方に入っておりますか。

○林(坦)政府委員 甲でございます。

○中村(時)委員 そういたしますと、甲種の光といつたらかなり明るい光になるわけですが、大体どのくらいな距離からその光というものが肉眼で見えるか、船長代理にお尋ねしておきます。

○永田参考人 大体甲種は二海里以上くらい見えます。乙種では一海里以上であります。

○中村(時)委員 そういたしますと、私はここで一つの疑義を持つわけだ、それはどういふことかといふと、十一ノットとして五分間くらいなところで灯が見えた、こう言う。そうすると、肉眼で見ても大体三千六百メートルくらいなところは見えるわけだ。ところが、五分間に十一ノットで走らせてみたらどのくらいの距離になるかといふと、千五百メートルくらいにしかならない。そうすると、実際は近距離に来るまでは点灯していなかったのではなかつたかと推察されるのですが、それに対して参考人の方はどういふふうに考えていらつしやいますか。

○永田参考人 それは、第五・八幡丸、第六・八幡丸をライン内に追い込もうと

追い込もうとして東から来るために点灯してきたのではないかと思います。

○中村(時)委員 保安庁にお尋ねしたいのですが、今の速度の問題と、それから肉眼でそれを確認をしようとしたときの状態と、こういうことを考えまして、少なくともその以前には点灯せずして航行しておったのではないかと考え方を持っておりますが、どういふお考え方を持っておりますか。

○林(坦)政府委員 こちらはその現場におられますので、その事情はわかりません。

○中村(時)委員 しかし、今申ししますように、現場におられなかったからといって責任をのがれるのではなくて、合理的な、科学的な、そういう計算の上に立つた場合には、そういう結論は当然あなた方は出すべき筋合いのものでもあるし、また、責任者としては当然その内容に立ち入るべき筋合いのものであらうと私は思う。そういうふうな立場から言つて、あなた方はどういふふうなお考えを持っておりますか。

○林(坦)政府委員 警備救難艦にちよつと説明をさせていただきたいと思ひます。

○松野説明員 ただいまの点につきましては、おそらく漁船の方で普通の見張りをやっておれば当然見えたはずだと思ひます。また、当時の状況がよくわかりませんが、当時操業でもしておりました、あるいは近寄つておるのを気がつかなかつたというふうなこともあり得ると思ひますので、私どもとしては、ちよつと現場にいたかつたので、その辺のところがはっきりはいたさない、こういうことでございします。

○中村(時)委員 あなた方は、警備をするために、護衛をするために、あるいはそういうようなことをしなければならぬのに、その事件が起こつた結果について私たちがそういうことを見ていなかったから知りませんと、そういうふうなことで一体ほんとうの責任が果たせるのですか。こういうふうな事柄に捕まれている、船が沈んでおる、そういうふうなことの確認の上に立つて調査をし、そうして資料を整え、十分な一つの方向を外交として持ち出さなければならぬ。その場合に、私は現場におられますので、その場合に、私に現場におきまして、そういうふうなことであなた方の責任が務まるのですか。もう少し慎重に答弁をしなければ、また、それだけの資料を十分整えなくては、一体、対外的に相手と折衝するのは、はつきりしたことができないのじゃないか。それは良識の問題ですが、あなた自身は知りませんでそのことが済むと思つていらつしやうのかどうか、あなたの良識に訴えてお聞きしておきたい。

○林(坦)政府委員 お尋ねの件でございますが、現場の状況をよくわからないうで回答するわけに参りませんので、私どもの方は、今お尋ねの件については、こちらはわからないと申し上げたわけでございます。

○中村(時)委員 だから、そういうこととは、実際にここに参考人もいらつしやる、それでしよ。そういうことはなぜあなた自身責任を持つて十分に調査をされるというのをやらなかつたかというのを聞いておるので、やつておるはずでしょうが。

○林(逎)政府委員 漁船の方に尋ねた調査によりますと、南の方に網を引いておるときに、千五百メートルから二千メートル付近で突然航海灯をつけ第六・八幡丸に向かってくる船影を発見したという報告がございます。

○中村(時)委員 それをはつきりしておれば、今言ったように科学的に計算をしてもらいたい。そうすると、突然という言葉は今あなたは吐かれた。突然という事は、その以前には点灯していなかったのじゃないかという推察ができると思う。どうお考えな

○林(逎)政府委員 発見したのは突然でございますけれども、それまで消しておったのか、それまで気がつかなかったのか、そういう点につきましては、ちょっとわからないのであります。

○中村(時)委員 船長代理にお尋ねするのですが、あなた方はその付近でやっているわけだから、常に韓国艇というのに対して警戒もし恐怖もしているのだらうと思うのですが、ふだんはどうなんですか。

○永田参考人 わしらとしては安全操業区域と確認して操業をやっています。それで、警戒はしています。でも、ライン外で操業しているから絶対に安心だと思つてやっていると、突然、航海灯が見えずに、五分ぐらいになつて見えたから、警備艇が何か確認——わきに來てから警備艇とわかつたので

○中村(時)委員 先ほど参考人もおつしやつたように、ほんとうに突然であつたと思うのです。五分ぐらいなと

ころということになれば、距離にしても半分ぐらいなところですか。そこで一つ保安庁にお尋ねしたいのですが、国内法で海上衝突予防法というものがあつて、点灯することに国内法ではなつておりますが、国際法の方ではどういふふうになつておりますか。

○林(逎)政府委員 国際法上は航海安全に関する条約がありまして、それによつて点灯するはずでございます。

○中村(時)委員 どういう条約になつておりますか。

○林(逎)政府委員 ちょっと調べさせていただきます。

○中村(時)委員 もう一つ、これは参考人にお尋ねしたいのであります。沈めたような朝日新聞を見ますと、自沈をしたようなことが書いてあるんです。その自沈をしたという意味において、あなたが推察されて、自分の立場から言つて、かりに第六・八幡丸が連行されたような場合に、あなた方はその第六・八幡丸に乗つていたわけであり

○永田参考人 僕はそういう自沈させるとかなんとかは絶対認めません。自分が乗つてゐる船を自分で沈めるとか、そういうことはだれが考えてもできないと思うのです。

○中村(時)委員 きよりの朝日新聞を見ると、キングストンバルブを開いて自沈さすというふうな問題もちょっと出てゐるわけですが、バルブというのはエンジン・ルームの下にあるはず

○中村(時)委員 位置につきまして今参考人の言つたのと違つた説明を先ほどちょっといたしました。私は二四五の一付近というのを申し上げたわけでありまして、二四五の一も実はライ

る。とてもあの状況から判断してそういうことはできない。かりに自沈すると仮定しても、私はできないと思う。かりに強制的にそう言われた場合には、そういうことが行なえるかもしれないという推察を受けるわけですが、もう一度、今の内容から言つて、あるいは乗組員の平素の行動から言つて、自沈するようないふ行動は全然ない、そういう自身ではお考えができますか。

○永田参考人 それはできません。

○中村(時)委員 もう一つお尋ねしたいのは、李ラインという事は、私はどうも突いてゐるわけではない、それは認めてゐるわけではない。それはあとでお尋ねしますが、参考人にお尋ねしたいのは、あなたが的確に、一般に言われる李ラインの外において操業をしておつたという確証はどこから出されるか、それを一つ。

○永田参考人 それは、女島の方探検と大瀬崎の方探検で電波を発してもらつて、それで船の方向探知機ではかつて位置を出しまして、また、船には魚群探知機がありまして、瀬をはかつています。それから漁場を南西に移して操業しております。それで確実に二四五区の間であるという事は認めます。

○中村(時)委員 海上保安庁の方でもそういう御確認があるようであります。が、保安庁の方としては確かにこれはいわゆる李ライン外において操業をしておつたものと確認されておるかどう

○林(逎)政府委員 位置につきまして今参考人の言つたのと違つた説明を先ほどちょっといたしました。私は二四五の一付近というのを申し上げたわけでありまして、二四五の一も実はライ

○中村(時)委員 位置につきまして今参考人の言つたのと違つた説明を先ほどちょっといたしました。私は二四五の一付近というのを申し上げたわけでありまして、二四五の一も実はライ

ンの外でございます。従つて、われわれは無線第五・八幡丸が奈良尾の無線局に打つておりましたのを傍受いたしました。それを二四五の一付近ということでそこを捜索いたしましたのであります。その船からみずからの危険を知らせる場合に、李ラインの内におるの外におるという行動をするはずはないと思ひますので、操業は李ラインの外におつた、かりに多少の差異があつたにしても、さうに考へております。

また、現実の拿捕地点につきましては、一応「あまくさ」が韓国警備艇と第五・八幡丸を初認いたしました六時四十五分の地点、この韓国警備艇の位置は李ライン内約一マイル半ほどの場所でありまして、この地点から逆算いたしますと、第五・八幡丸が五時三十八分韓国警備艇に拿捕された地点は李ラインの外であるといわれれば認めておるわけでございます。

○中村(時)委員 それで、参考人も保安庁も、一応拿捕された位置は李ラインの外であるということが科学的にはつきりしてきてゐる。これは非常に重要な問題でありますので、第一点の御確認をしていただきたい。それはもうはつきりと確認をしていいですね。

○林(逎)政府委員 私どもはさういふふうに推定いたしております。

○中村(時)委員 それで、韓国の警備艇が接近してくるときに銃撃をしたかどうかということを参考人にお尋ねしたい。

○永田参考人 接近してくるときには銃撃なんかしませんでした。

○中村(時)委員 銃撃ということとは終始全然なかつたわけですか。

○永田参考人 それは、一時間ぐらい逃げるときに、照明弾は打ち上げられたのです。ほかの銃弾なんか撃つたのは聞いてないのです。

○中村(時)委員 そうすると、もう一つ参考人にお尋ねしておきたいのは、沈没をした理由、この理由というものは一体どこにあるかをお尋ねしておきたい。

○永田参考人 私は、警備艇が第五・八幡丸の方に接触をしてきた際に、ブルワークのサイドの下の木材に当たつて裂けたのではないかと思ひます。

○中村(時)委員 ということは、どういふことなんでしょうか。その日は風速が十メートルくらいあつた、波の高低もきついのだから、どういふ立場から、接触をしていった、どういふふうに御推定なさるわけなんでしょうか。

○永田参考人 そろそろ考えます。

○中村(時)委員 そろそろと、海上保安庁の方では、どういふふうな御見解を持つていらつしやいますか。

○林(逎)政府委員 接触の際に衝撃破損を与えたということは事実であると思ひます。これは韓国側の口上書でも認めておることあります。「あまくさ」が接近しました際、船が傾斜し、さうした状況から見まして、これは衝撃によつて沈んだものではないかと推定したわけでございます。

○中村(時)委員 いま一つ、私、保安庁にお尋ねしたいのですが、保安庁の巡視船、現在の「あまくさ」、それが大体何トンでどのくらいな速力を持つてゐるか。

○林(逎)政府委員 「あまくさ」は四百五十トン型の巡視船でございます。

スピードは十三ぐらい出るかと思いま
す。

○中村(時)委員 そうすると、ノット
教にしてみたら、韓国の警備艇よりも
日本の巡視船の方が速力は早いとい
うわけですね。

そうすると、一つお尋ねしたいの
は、その巡視船の中に備えておるとこ
ろのレーダーによって、いち早く、警
備艇が来るというこのキャッチの仕
方、そういうことができなかったかと
うか。そのときの状況を、あの地図を
見てもっとみんなに詳しくわかりやす
いように説明していただませんか。

○松野説明員 この地図に載っており
ますが、午前四時当時の位置が黒いま
るで示してありますが、そこに「つが
る」の位置が載っておりますし、それ
から左の方の済州島の方にやや近い黒
いまる、これが午前四時の「あまぐさ」
の位置であります。こういふような状
況にありましたので、もし向こうの警
備艇がこの中間を通つて北の方から下
がつてきたとしますと、距離から申し
まして二十海里くらい離れることにな
るかと思ひますが、現在の巡視船が
持つておりますレーダーのレンジは二
十海里でございますけれども、実際は
せいぜい十二、三海里という程度でござ
いますので、そういう巡視船のレー
ダーのレンジの中をずっと通つてきま
すれば、もっと早く行動はつかれたと
思ひますけれども、おそろく当時はそ
ういふ巡視船のレーダーのレンジの外
を通つて南へ下がつてきた、こういう
ことではないかと私も推察いたし
しております。

○中村(時)委員 そこで、一つお尋ね
しておきたい。今長官は、完全に李ラ
イン外から操業しておつて、それから
拿捕されて李ラインの中に連れ込まれ
た、こういうような御見解をはつきり
出していらつしやる。おそろく巡視船
に乗つていらつしやる方々もそれは同
様なことをそのときは考へておつたと
思ひます。そういう場合に、結果にお
いて李ラインに入つておつたという問
題よりも、原因においても李ライン外
であつたものであるという立場を考へ
た場合に、当然これを保護する立場に
おいてそれに対処する処理ができな
かつたか。あるいは直接停船を命じて
飛び込んでいくとか、いろいろな方法
があつたと思ひます。そういう点に対
しては一体どういふような考へてを
持つていらつしやるか。

○林(坦)政府委員 もちろん、李ライ
ンの外であつたといふことは、その巡
視船も推定しておつた場所が李ライ
ン内でありまして、李ラインの内外
ということは、実は、問題といたしま
しては、不法である点においてはわれ
われは同じだと思つております。もち
ろん、この場合に、すでに拿捕されて
おります関係上、何人かの人がすでに
もう韓国警備艇に乗せられておるの
であります。わずかに数人の者だけが第
五・八艦丸に残つて、そして連行され
ておる、こういう状況であります。巡
視船といたしましては、極力これに接
近して何とかこれを助け出すという方
法をとるべく懸命の努力をいたしたの
であります。もちろん、力及ばずしてつ
いにこういう状態になつたことはわれ
われ遺憾でございますけれども、向こ
うから銃を撃たれても、なおかつ数
回にわたつて近づいて釈放の交渉をし

ておるという状況でございますので、
決して手ぬるいやり方をしておるとは
考へてはおりません。

○中村(時)委員 ところが、今までに
あなたのおっしゃるようなことは再三
再四やつておるのです。相手を見きわ
めてあなた方もそこに出ておるわけ
であります。それでしよう。その一つの
例が、昔三十三年ですか、星丸事件を
思い出してごらんない。五島のすぐ
目の先です。日本の領域内でありま
す。そのときに、引っぱられていつて
飛び込んでおるのを、しつかりがら
れといつてはつたらかしておる。それ
と同じですよ。ただ口で言う、あるい
は手旗信号をやつて、それによつて相
手が聞くものとあなた思つてしたので
すか。あなたは懸命な努力をしたと
おっしゃつておるけれども、懸命な努
力をして話を付けて、手旗信号をやつ
てそういうことで解決ができるとあな
た方思つていらつしやるのですか。そ
の点はつきり聞きたい。

○林(坦)政府委員 もちろん、私も
も、これを救ひ出すために、あるいは
さらにもう一段何か必要とするもの
があるようなことは当然考へられるの
であります。現在韓国と交渉中であ
るが、わかれわれとしましては、
は、韓国との間に武力をもつてこれに
対処するといふことにつきましては、
国の方針としましてまださういふ段階
でないと思つております。関係上、現在
のところにおいてなし得る最大の努力
をいたしておるというのが現状でござ
います。

○中村(時)委員 そのことはよくわか
ります。私も、何もわけのわからぬこ
とを言つてゐるんじゃない。そうする
と、あなたは、もう一段段階が何かあ
るだろう、こういうお考え方を今出し
たわけなんです、その何かあるとい
うのは何を意味しますか。

○林(坦)政府委員 私の申し上げまし
たのは、国の方針が變つた場合のこ
とを申し上げております。

○中村(時)委員 それでは、あなた
は、今のままの現状で、これ歴然た
る李ライン外であります、その外に
おいて引つ張られていつても依然とし
て手旗信号式の方式をとられる、こ
ういふことなんですか。

○林(坦)政府委員 現在におきまして
は、国と国とのこつた争い問題でござ
いますので、武力によつて片づける
といふことは、まだ段階としてきまつ
ていないといふ状況でございます。ま
で、現在におきましては従来の方法を
続けていくよりほか仕方がないとい
ふのが現状でございます。

○中村(時)委員 長官、これは今に始
まつたことじゃないんです。それを
依然としてあなたが今のような方法で
やつていくよりほかはないといふこと
になれば、相手が既成事実を作つてど
んどん出てきたらどうしますか。どう
ぞ連れていつて下さい、お義理的に手
旗信号を出すしか方法がないとおつ
しやるなら、いつまでたつても同じ
じゃないですか。もう少し何とか保安
という上から考へ方があらうと思ひ
ます。

○林(坦)政府委員 どうも、先生の御
質問は多少私どもの立場を誤解なすつ
ていらつしやるのじゃないかと思ひま
す。海上保安庁は大体国内の治安を維
持することを使命といたしておりま
す。もちろん、海上における人命・財

産の保護の立場からやつております
が、私どもの方は平時における処置を
担当いたしております。その辺をお考
え願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 それでは長官にお尋
ねしたいんですが、巡視船に対して今
度は砲撃をつけているといふことを聞
いてゐるんですが、現在砲撃をつけて
いますか。

○林(坦)政府委員 海上保安庁の船
は、国内の治安維持の關係から言いま
しても、砲撃し機械銃等を積む必要も
ある場合を考へまして、すでに積んで
おります。

○中村(時)委員 砲を積んでおります
と言われるが、何も今の手旗信号方式
でやつていくんなら、砲なんか必要な
いんじゃないですか。それはどうい
ふ理由なんです。

○林(坦)政府委員 海上保安庁の船は
国内のいろいろな治安を維持する上
において必要とする装備をつけておる
わけでございます。これはまたさらに
必要の場合に使うつもりでつけておる
ことは事実でございますが、現在のこ
ころこの国際紛争の武力行使といふこ
とはやらない建前にしておりますの
で、積んではおりますけれども、李ラ
イン方面では現在のところ使用して
いない、こういう状況でございます。

○中村(時)委員 そうすると、保安庁
の方では、国内的に問題が起つた場
合は砲をぶっぱなして国民を傷つける
が、対外的な問題としては何もやつ
ていない、こういうことなんですか。ど
うも私にはさういふふうに理解でき
ない。

○林(坦)政府委員 国内的に申しまし
ても、最近だんだん暴力化してきたの

で、いろいろな海上の治安を維持する上に必要とするものについてはやりやす。また、海上保安庁といえども、もちろん海上治安を維持する上において砲を撃つという事は、当然将来において考えなければならぬ問題だと思ひます。

○中村(時)委員 どうもあなたのおっしゃることがつじつまがちつとも合わない。対外的には、手旗信号式に、あやまります。お返し下さい、そして、いけないと言へば、それで実際には砲も積んでおるといふ。その砲は何にするのかといふたら、国内においても暴力化していくような傾向があるという。一体国内の暴力化といふのは何を意味しているのですか。

○林(坦)政府委員 誤解があるかと思ひますが、実は、砲の場合は、一面において海上において停船の信号等にももちろん使つておられますし、また、先般も実例がございましたけれども、九州の西方で非常に暴力的な密漁等が行なわれた場合がございまして、そういう場合に現在の拳銃だけではとらうてい及ばないという場合がございまして、そういう場合のことももちろん考へておられますし、また、その他機銃等につきましても、機雷を哨戒したりなどして、浮遊機雷等を撃つというやうな関係でもこれを使うために積んでおるといふやうなこともあるのでございまして。

○中村(時)委員 密漁やそんなものに對して、保安庁の四百五十トンからあるものに砲を積んで、そういうものにぶっぱなすといふことは実例がありませんか。密漁をやっているのはしょつちゅうやつていっているのですよ。どうなんですか。

○林(坦)政府委員 現在のところ、まだ使つておりません。

○中村(時)委員 ただいまあなたのおっしゃつていられる内海における密漁に對してその砲を使うやうな実例が出てくると思ひますか。どうです、はつきりしない。

○林(坦)政府委員 将来の問題でございまして、その点につきましてはまだわかりませんが、先般の九州方面におけるあの暴力的な密漁に對しては、何かそういう措置を講じてもらいたいといふことは、現地の方からも言うて参つておられます。

○中村(時)委員 私の言つていられる、暴力的なことがあつたら、——そういうやうなことは、今の漁民が非常に苦しい立場をとつていられるからいろいろな問題を起してゐるのですよ。そういうやうな場合に自分の生活権を擁護するためにやむなくやつていられるのです。このことの事実は認めなければならぬ。そのことをどうするかといふことは、これは政治の問題、政策の問題です。その場合に、現在日本の漁区で起つてゐるいろいろな紛争の問題において、あなたのおっしゃつていられるやうな大砲を使用するといふやうな事情が、推察でもなんでもいから、起るかどうか、考へてごらんなさいます。それでもまだわからないですか。はつきりした答弁をしてごらんなさいます。間違ひなら間違ひだつたでよろしいから、はつきりしてごらんください。

○林(坦)政府委員 砲を積みました関係は、今申し上げましたやうな趣旨において積んだのでございまして。ただ、

国際的な事件の解決といふものに武力を使うといふ場合には、国全体の問題でございまして。私どもの海上保安庁だけで使える問題ではございませぬ。

○中村(時)委員 そうすると、李ライン内外を走り回つてゐるときに砲は絶対に使ひませぬといふ、その砲だつたらおろした方がいいでしょやうが。もつとはつきりしてごらんください。ただ、今言つたやうな密漁程度のものに對してそんな大砲をぶつ放すとか、国内的のこつちに向けて土手つ腹に持つてくるとか、そういうことではなくて、もつとはつきりしてごらんください。必要があるのですか。一体、李ラインの周辺を走り回つてゐるときに砲を積んでいく必要があるのかどうか、それははつきりしてごらんください。

○林(坦)政府委員 問題は国の政策の問題であると思ひますので、私どもはそういう事態があつた場合に使い得るやうに積んでおるわけではございませぬ。

○中村(時)委員 国の政策だといつて、あなた方はそういうものは必要があるのかないのか、あなたは長官の立場においてはおつきりすることが第一点。第二点は、国の政策とおつきりしたなれば、国の方からそういう指示があつて、大砲を積みとおつきりされたのかどうか。その二つを……

○林(坦)政府委員 海上保安庁の船に砲を積んでおられますのは、もうすでに数年前から積んでおることではございませぬ。ただ、李ライン方面に行く場合に、トラブルが起ることを避けて今まで砲をおろして行つておつたのであります。ところが、昨年の七月でございまして、李ライン方面の問題が非常にやかましくなりまして、従来のあ

の方面に哨戒しております船だけではとらうてい足りないといふので、ほかの地区からも応援を相当出さなければならぬやうになりました。その際、ほかの地区の船の砲をおろして、そうしてまた李ラインへ出し、歸つてくれればまた従来の装備に返るといふことが、非常に繁雜でもございまして、今後は李ライン方面といへども一応おろすことを今度はやめようといふやうなことを、そのまゝにして出るやうにしたのでございまして。

○中村(時)委員 私は、あなたの御答弁にはどうしても納得ができません。どうしてかといふたら、あなたは、人命にすら関係するやうな、人間が勝手に向こうに連れていかれるときに、指をくわえてはやつと見ておる。それでしよ。ところが、国際的にそんな重要なときに、実際には砲を積んで、向こうの問題が起つたらいいけれども、しかし繁雜であるから砲はそのまま置いておくんです。そんなばかな理屈が一体通りますか。私は、ここにいる委員だつて、おそろくわからないと思ひます。あなたただけにはそういう解釈の仕方ができるかもしれないけれども、私には解釈のそのあなたの仕方といふものは理解ができません。できないという理由は、今言つたやうに、砲を積んでおくといふことが、おろしたり上げたりますことが非常に繁雜であるからという理由によつて砲をそのままにしておく、しかし、一方において、国際間における非常に大へんな場合があるの、実際にはその砲を——国際間の中で大へんな問題があるから、それゆゑに人が引っぱられていくときはただ指をくわえて見ていただけにす

ぎない、こつちで言つてゐる。それだつたら、複雑な問題のあるなしにかかわらず、ほかに砲を積む必要はないのだから、砲をおろさしよといふことがなぜできないのか。それくらいなこととはわからぬのです。そうすると、あなたの意見は、私はそうしたくないと思ひます。私は、国の政策だからそれをつけない、こつちで言つてゐるのかどうかといふことをお聞きしたい。

○林(坦)政府委員 砲を今度積みむことにいたしましたのは、海上保安庁として考へて積むことにいたしましたのでございまして。今まではおろしておりましたのも、海上保安庁としておろしておりました、これをなさぬことにしたわけではございませぬ。

○中村(時)委員 そうすると、あなたは、国際間におけるところの非常に緊張している度合いから、あるいはそういうやうなものを持つて、もしも万一のことがあつたらいいけないと、先ほど言つていらつしやるわけですね。それでしよ。そういうやうな状態の中に、はたして砲が要るんですかどうなんでしょうか。

○林(坦)政府委員 海上保安庁は、また、まさかの場合にももちろん国の治安維持に当たらなければならぬ。従つて、砲を積んでおるといふことは、やはり砲の訓練なり何なりをする必要がある。そうすると、常時積んでおる船と、それからおろしておる船とあるのでは、その間に非常に不便でございまして。従つて、そういう不便をなくすること、また、そういう不便を常時保守その他において完全に保守をしていくといふ必要もあつたので、

砲をおろさないままにいくことにしたわけでございます。

○中村(時)委員 ちよつとお尋ねしますが、砲の積み上げあるいはおろすこと、これはどのくらい時間がかかりますか。

○松野説明員 ちよん一日でできます。経費も五、六万円でございますが、ただいま長官から申し上げましたように、この李承晩ライン方面に出ないという巡視船は、常時いろいろな射撃訓練とかやっております。保守も十分やります。ところが、出るたびに、あるいは訓練するときにはまた積み上げるというふうになりますと、手数がかりでなしに、やはり保守の点で非常に不都合であるというふうな、いろいろな支障がございますので、そのまます、こういうことになったわけでございます。積んで出しても、従来からの拿捕防止のためには実力は行使しない、そういう一つの国の方針には変わりがない、こういうような状態で積んで出しておるといのが現実でございます。

○中村(時)委員 それでは、もう一つお尋ねしますが、一体李ラインの付近を巡航しているところの船というのは何隻あります。

○林(坦)政府委員 時によるのであります。今御質問がはつきりしませんでしたが、海上保安庁の船でございますか。

○中村(時)委員 海上保安庁の船が、今言ったように常に何隻ぐらゐ遊航をし、それから隻数としては何隻ぐらゐ持っていられるかという事です。

○林(坦)政府委員 常時六隻が大体遊航しております。そのために約二十隻近い船を充てておるわけでございます。

○中村(時)委員 そういたしますと、おかしいです。六隻で二十隻、それと十四隻、それだけの船は別にあ

るわけですか。もちろん、休まずときもあるでしょう。あるいは国内的な問題で遊航しているときもあるでしょう。そういうことになってくる。それで、そうすると、向こうに出ていくもの六隻に対して、今の砲の上げおろしは一日でできる。十分の準備期間はとれるわけですか。にもかからず積んでいく理由をもつとはつきり明確に申していただきたい。

○林(坦)政府委員 先ほどもちよつと御説明申し上げましたように、常時四隻程度であります。船を固定して、七管区に所属する船だけで大団間に合いう状態でございます。しかしながら、昨年からはこれを強化いたしました関係で、ほかの管区から非常に入れかわり、これに応援を出す、こういう形で、現在延べにしますと二十隻ぐらゐの船が行ったり来たりしている、こういう状況でございます。

○中村(時)委員 とにかく、私は、これは納得のいかないことおびただしいと考えるわけですか。

そこで、ただ一つはつきりしてきたことは、海上保安庁としては、今言った李ラインの中においても、相手方が不法に日本の漁民を引き連れていって拿捕する、その場合においては指をくわえて見ておるといことがはつきりした。それは手旗信号やいろいろなこと

とがあったでしょう。しかし、それにいたしまして、ただ指をくわえて見ているだけのことにしかなさくない。それによって保安庁としての意義があり、またそれによって自分の責任を果たしているものだ、さういふ長官の御答弁と解釈してよろしいかどうか、この一点をお聞きしておきます。

○林(坦)政府委員 私どもは決して指をくわえて見ておるわけではもちろんございません。(結果はそうじゃないか)と呼ぶ者あり)それでは、けさの実例を申し上げますと、けさも李ライン内におきまして韓国の警備艇に日本の漁船がまさにかまるところまでいったのでございまして、巡視船はその間に割って入ることができまして、幸いにこの船はのがれることができた。幸いに、そういうふうな、幾たびか間に割って入りあるいは洋上交渉によって今まで救助に成功した例も幾つかあるのでございまして、もちろんわれわれの方で現場に居合せなかつた場合にかまってしまった、その場合に、それを取り返すということになりますと、

実力をもって取り返すことはなかなかできない実情でございますけれども、つかまる前でありましたら、急遽それ間に合う場合は、相当の割合においてこれを助けるといことは今までにいたしております。また、海上保安庁の船は、あの方面に回しまして、常に韓国の船の動静をキャッチいたしまして、これを漁船に警戒警報として情報を通しておるのであります。この情報

を確実に守つてもらつております船はつかまつておらないのであります。結局、この情報を十分に守らずにおつた場合につかまつたのが従来の例でございます。

います。今度の場合のときは、二隻ございまして、実際に聞いたか聞かないかよくわからない状況でございます。それけれども、われわれの方としては、李ラインの外にある程度距離を保つて、警戒警報の出るときには十分に注意をしてくるようには十分注

意をしてくるようには十分注非常にやかましく現地の漁業の方々に申し上げて御協力を願つておるようなわけでありまして、これに協力していただきましては従来ほとんどつかまつておらぬというのが実情でございます。

○中村(時)委員 それではお尋ねしますが、これは資料として提出していただきたい。一体、そういうふうな助けたところの件数、そのこととまづ第一にお尋ねしたいのは、李ライン内のか外なのか、その件数、それから、その船名、期日、トン数、そして、今言ったような李ライン内、李ライン外の理由、そういうことをはつきりと打ち出したい。私は、あなたのおっしゃつておることは、まるで何と云うか非常に高姿勢になつて、

そういうことを言つていらつしやるが、しかし、その問題が解決できるのは李ライン外の問題だろうと思つておる。李ラインの外におけるといふような場合において、そういうふうな拿捕されなかつたものだと私は思ふのです。一般にいわれる李ラインの中において、そういうような実例があるかどうか、そういうことも一つお尋ねしておきたい。

○林(坦)政府委員 いずれ資料を提出いたしますが、もちろん李ラインを越して韓国側の方でそういう事件が起つておるのでございます。

○田口委員 関連。

海上保安庁の活動に對しましては、この近海で仕事をしておる漁業者が常に感謝をしておる状態でございます。その第一は、海上保安庁の船が、このラインあるいは内外を四そうない六そう航海をいたしまして、そうして無線あるいは方向探知機で韓国の巡視船の位置を知る、そういうことで、第一回に出します一般警報、それから警戒警報、特殊警報、この三通りを出しておるのでございますが、ほんとうにまじめに各漁船が無電を聞いておりますと、その最後の警報は、少なくとも向こうの船で全速力で走りましても五時間しなければこちらの漁船に達しない、その距離において最後の警報を出すのでございまして、当然退避もできる状態になるのでございまして、これによって非常に安心して全漁船が仕事をしておる、これは事実でございます。底びき船あるいはまき網、こういう船が非常に安心してやっておりますことは、これは海上保安庁の大きな働きであると思つてございまして、第二に、長官が砲を積む問題について非常に遠慮した答弁をやつておられると思うのでございまして、先ほどから同僚の中村委員が話されましたように、ただ手旗信号あるいは無電で、人を返せ、こういうことでは何にもならぬじゃないかということ、これはごもつともな御意見でございます。この場合に最も有効な方法は、漁船と韓国の警備船の間にこちらの船が割り込む、こういうことが一番有効適切な方法でございまして、非常に危険なこと

は助ける、こういうようなことをやっておるのでございますが、この場合に、漁船と韓国の船との中間に突っ込んでいくのでございますから、どうかいたしますと向こうの船が機関銃なんかを発射するような場合も、かつ一回私はあつたと思うのでございまして、そういうようなこともありますから、決してこつちから撃つとか何だとかというのではありせんけれども、自衛上ほんとうにやむを得ない、こういうようなことが想像されるのでございまして、向こうから散々撃たれる、そのまゝこちらの手も出せない、こういうようなことは困るから、私どももいたしましては、少なくとも海上保安庁の船には、防弾的の設備もございまして、そうして向こうから撃ちまくられるときはこちらも撃つ、いわゆる自衛上やむを得ない、こういうような装置だけはしておいて、漁船と向こうの船との間に割り込むことによつてこの危機を打破する、こういうことが必要と思つてございまして。常にそこまで一つ思い切つてやつてもらいたい。そうして、向こうからどんどん撃つ場合は仕方がないから自衛上こちらも撃てるような準備だけはしなければならぬじゃないか。こちらが撃つとか何だとかいうことについては、これは国の方針がきまらなければそういうことはできないけれども、今の場合において、中に割り込むためには、向こうから撃たれるときはこちらも防ぐ、これだけの設備をしなければならぬ。そういうことを主張しておる一人でございまして、この点をどうも長官は遠慮して答弁をしておられるようでござい

ますから、申し上げる次第でございす。

○吉川委員長 長官、田口委員の発言に対して何か……

○林(坦)政府委員 ただいま田口先生から海上保安庁の立場について御理解のあるお言葉がありました。私も深く感謝申し上げます。私も、たゞいまもお話のございましたように、現場における海上保安庁の保安官は、非常に危険に身をさらしながら、ともかく、自分の使命を全うするために、本日も、先ほど実例を申し上げましたような行為をやつて漁船の保護をいたしております。また、それだけでなく、事前にいろいろ警戒警報を出しまして、それによつて問題を事前に起こさないようにするということが極力全力を尽くしておるというのが現状でございまして。なお、李ライン方面においては、とにかく数百隻以上の船があそこに就業しておるのでございまして、一旦この方面が非常に混乱状態になりました場合に操業ができなくなるというような場合を考えますと、軽率な行為はできないということから、われわれとしても非常に心を使ひながらこの警備をいたしておる状況であることを申し添えさせていただきます。

○中村(時)委員 あなたの答弁はわかつたようなわからぬようなことを言つておるのですが、もつとはっきりさせていただきたい。

その意味において防衛局長にお尋ねするのだが、自衛上ということをよく言われるのですが、そこで、一つお尋ねしたいのは、私はこう考えているのです。要するに、領域内において相手

方から発砲された場合には、自衛上発砲することができるとか、自衛権を行使することができるとか、その問題について一点お尋ねしたい。

○加藤(陽)政府委員 私どもは日本の防衛という立場から考えておりますが、その立場におきまして考えました場合に、急迫不正の侵害に對しまして、他にこれを防衛すべき手段がないという場合に自衛権が発動される、こういうふうに考えております。

○中村(時)委員 私は、そういう意味において保安庁の中において今の巡視船に砲を備へつけたものである、こういうことならばはつきりしておることです。撃つ撃たぬは別として、おそれるその限界点がなかつたら、砲をそこへ備へつけるといふ意味をなさない、私はそう考えております。これに對して保安庁の長官はどう考えておりますか。

○林(坦)政府委員 海上保安庁としても、今防衛局長の言われたような場合における、急迫不正で他に方法がない場合には、自分の持つておるあらゆるものを使つて防衛することはできる、正当防衛をすることはできると考えております。

○中村(時)委員 そういたしますと、その巡視船の船長ならば、はつきりそういう認識を持つておりますかどうか。首をひねらなくても、あなた方が常にそういうことを教えておるわけでしょう。

○林(坦)政府委員 問題はその具体的の場合における状況によるのであります。従つて、今の正当防衛の権利の問題になりますれば、あらゆる場合にで

きることは当然知つております。ただ、現在、そういうふうにして紛争を起こすことを避ける意味で——ほかにあらゆる方法がない場合にはそういうことを申し上げましたけれども、現在のところは、とにかく折衝によつて片づけるというふうに方針がきまつておりますので、それに従つてやつておるといふ状況でございまして。

○中村(時)委員 今の防衛規模の漸増からいって、あなたを内閣総理大臣にしたいくらい立場ですが、それもなかなかできないことでしょうが、しかし、そういうことになれば、一点お尋ねしておきたいのは、今後においていろいろな不祥事件——私はこれは不祥事件だと思つてゐる。非常に議論が長くになりますし、あなたの説明では私は納得できませんが、不祥事件がこういうふうには発生した場合に、一休具体的処置はどうされますか。たとえば、田口委員が先ほど言つたように、その船に相手が飛び込んできて、あなた方保安庁の連中が連れていかれるということになれば、国論としては大きな世論となつて現われてくるので、そのくらいの土性骨を持つていなければこの問題の解決はできないと思つてゐる。にもかかわらず、手旗信号式の考え方をあなたは持つていらつしやる。そういう立場を考えた場合に、今後こういうことが起こつた場合に具体的にどう処理されるかということを一言お聞きしておきたい。

○林(坦)政府委員 こういうふうにかまつた場合は、外交交渉によつて折衝するというのが従来までのやり方でございます。

○中村(時)委員 依然として外交交渉でいくということになれば、今度のようになす捕されていったように状態では屈がはつきりしておつても、やはり依然として手旗信号式で返してこれという訴えのみにしかすぎないんだ、結果においてそれがうまくいく場合もあり、いかな場合もあるでしようが、こういうことは万やむを得ないんだ、こういうことなんですか。

○林(坦)政府委員 現在までのところではそうでございまして。

○中村(時)委員 保安庁に對してもつた、いろいろな国費を出していろいろなことをやりながら、連れられていく人たちの身の上を考えた場合に、私たちはそれで納得いたしません。そういう立場から言つて、この問題は政治的にかなり大きくなりますので、第一点としては、防衛庁の長官をこの次には呼んでいただきたい。

それから、第二点は、外務省にちよつとお尋ねしたい。外務省の方にお尋ねしたいのは、この拿捕事件に對して、今般の——一応今般に区切りまして、今般の拿捕事件に對して、あなたは参議院の農林水産委員会においてもかなり強い態度を見せて、私どもも非常に頼もしく思つてゐる。そういう立場から考えまして、どういふ抗議を今後やつていくというお考え方があられるならば、はつきりと明示しておいていただきたい。

○中川説明員 本件につきましては、御承知のように、事件の起こりました翌日、アジア局長が柳大使に直ちにとりあへずの抗議をしておいたものであります。その後海上保安庁その他関係の機関よりいただきました資料に基づ

いて、とりあえずのところとして正式の抗議をその後三日くらいあてしただけでございしますが、それに対して韓国側の方から、事実関係が異なっているという逆抗議が来ておるわけでございまして、現在、その逆抗議がはたして正しいかどうかという点につきまして、海上保安庁、水産庁その他関係機関にお願いたしまして資料を蒐集中でございまして、私たちは、韓国の主張しておりますように、たとえば本件が李ライン内で行なわれたとか、あるいは水没したのは船員がバルブをひねって沈めてしまったとか、そういう事情に基づいておるといふようなことは、大体あり得ないことだといふふうに信じておるのでありますけれども、その証拠に基づいて抗議すべきであるといふふうに考えておりますので、その資料が集まり次第、数日中に厳重な抗議を続けるつもりでおります。

○中村(時)委員 非常に適切に言われたのですが、それは現実にかまいった日から換算いたしますと時期としてはかなりおくれた時期になっておると思ひます。そこで、数日中におつしやいました、それでも結論ははっきりしたと思ひます。参考人にしても、今お聞きになるようなたよりない保安庁でありますけれども、そのたよりない保安庁の意見にいたしても、一応李ライン外であるという限定はつきりしたと思ひます。そういうような立場が明確になったならば、大体どういう抗議をされる予定でおりますか。

○中川説明員 普通の場合にはいろいろ方法があるのでございしますけれども、韓国の場合には、御承知のよう

に、わが方の出先の機関が京城にないわけでございします。従ひまして、普通の場合では、柳大使に通知することにも、出先機関としてありますわが方の大使にも連絡して、十分わが方の意のあるところを確認するのでございしますけれども、韓国の場合は、柳大使が日本におるだけでございしますので、結局柳大使を呼んで厳重に抗議をするといふやり方しかなかろうかと考えます。

○中村(時)委員 今の日本の外交というものは、そういうことは非常に軟弱です。そういうことの一つの事例を見ましても、御存じのように、昭和三十三年に韓国から抑留されている者九百二十二名が送還されました。そのあとで第二星丸事件があった。九百二十二名を帰すとき、向こうは、刑期が終えたといふ言ひをして、刑期が終えたと言つておる。かりに百歩譲つて、それでは刑期が終えたならば一人々々帰つてくるかといふと、ほとんど歸つていないと私は思ひます。が、いかがですか。

○中川説明員 刑期の終えた者を、まだ歸していません。

○中村(時)委員 そういふような相手を対象にしておるのです。そこで、御存じのように、この前大韓民国政府に引き渡した韓国出土文化財についての資料を出された覚えがあるでしょう。そして、実際には、その文化財を向こうの方に送り返すといふようなことで、やみ取りをやつて、九百二十二名の者が歸つてきました。今度もそういうようなことが言えると思ひます。韓国米

を三万トン入れてくれ、そうしたら歸しませう、入れませう、これは一体何のことですか。それは、日本が今米が足りないとか足りるとかいう問題ではなくして、そういう外交路線にあるた方はそれを使おうとしていらつしやるのか、使わないようにしていらつしやるのか、その点をお聞きしたい。

○中川説明員 米の問題は前からあつたのであります。たまたま時期があつたのであります。また、釜山における漁夫の釈放と大村におきま

す韓国の収容者の送還、この二つをまづ実施いたしました。そのあとで、空気のよくなったところで、韓国米の取引もするし、それから、在日韓国人の地位その他の日韓間の懸案があります。が、そういう問題も話し合おうかといふ話し合いをしておるわけです。

○中村(時)委員 そうすると、やはり韓国米云々が出たことは確かなんです。ね。これを一つはつきりお尋ねしておきたい。

○中川説明員 出ておるわけでありま

すが、直接には関係せず、直接にはい

人質政策だと思ひます。こんなことを言う

と外務省の人はおしかりになるかも知れませんが、しかし、完全なる人質政策と見ていいのではないかと、私はこう見ておるわけです。それと同時に、あなたのような見解からいけば、現在の日本の生産量から来る農業政策として、入れるか入れぬかの点を

つきりさしてよろしいといふことになるのか、そうでなくして、やはり外交政策と相関連してこの問題を解決したい、このようにお考えなのですか。その点

明確な御答弁によつて私の質問もいろいろ変えていきたいと思つています。

○中川説明員 幸いに農林大臣の方も非常に困難な事情はあるにもかかわらず米の買付を承諾していただきましたのでございします。そうすれば、かねてから話し合ひのありましたことも解決する次第であります。漁夫の問題もその前に先行して解決していくもの

だ、こういうふうに考えております。

○中村(時)委員 あなたの苦しい答弁はわかるのです。私もわからぬことではないのです。だから、外交上とそれとを密接に結びつけて云々されることもよろしい。しかし、その半面日本の国内の農業の政策が問題になつてくるので、その問題は農林大臣との問題です。からここでは申しません。このように、一つの問題が、人質を取られてお

いて、その人質を返すときには、文化財をよこせ、また、米が余つてゐるから今度は米を買いなさい、こういうやりなことを歴然としておくと、それが既成事実となつて、いつまでも、この人質戦術といひますか、こういうことが常に繰り返されるという危険性を持つわけなんです。そういう点に関し

て、あなた方は今後どういふふうな考

え方を持つていらつしやるのか。

体このつじつまの合わないのはどういふふうに合わせますか、保安庁長官。

○林(坦)政府委員 李ラインを認めておると決して私は申し上げたつもりはないのでございます。李ラインの中であります。もちろん巡視船は十分入っております。入って警備に当たっておりますわけでありまして、決して李ラインを認めるというふうな方針のもとに行なっているわけではございません。

○中村(時)委員 そうすると、いともはつきりしてきた。かりにこういふふうになら李ラインなら李ラインで騒がしなから拿捕さしていけば、だんだんこれが既成事実になって、最後には李ラインを認めていいじゃないかという方向になりはしませんか。どうなんですか。そうでないというならば、なぜその海上においてもつと接触をし、たとえば船と船とつづつたつていいじゃないですか。もつとはつきりした手段で、大砲によらないでも、もつとできる方法がある。そう考えた場合に、あなたの方のような、ただ手旗信号のような方式でやっていたら、いつの間にか李ラインは形成されてしまいますよ。それに対してあなたの方は今後どういふふうな処置、どういふふうな手段をとりますか。先ほどは手旗信号をやっておるといふことでありましたが、あなたは非常に鋭敏なのか、私が鋭敏でないのか、あるいは屈辱的なのか、そういうことを承認しようとしておるか、さつぱりわからないのですが、そういう点を明確に自分として打ち出しておいていただきたい。

○林(坦)政府委員 李ラインの問題につきましても、外交交渉でこの問題を解決するというのが根本的なやり方でございます。私どもの方は、現実にある地域において漁業ができるように、漁船に対して事前いろいろな警告を発する、あるいは現場におり合わせる場合に、漁船の拿捕が行なわれるような場合には間に潮つて入つてでもこの拿捕を阻止するといふことはいたしてあります。ただ、先ほど言いましたように、相手がお互いの漁民なりを拿捕して中に入ってしまったような場合に、これは、私どもとしては、交渉はさばにつきなから交渉していくというほか、さらに武力を用いるとか何とかいうことがない以上は、そういうやり方よりほかないのが現状でございます。

○中村(時)委員 あなたの話を聞いておると、どうもびんとこない。片一方は、李ラインを認めませんとばかり言っておる。もう一方は、そうすれば、李ラインの中であつた外であつたから、あなたの方は概念的に向こうの言っておる中に入つておる。そんなものは中に割つて入つていく土性骨をすえてもらつて解決しなければどうにもならない。あなたの今の話は、一応李ラインといふものをかりに認めたような格好だから、警告を発するとか、そういうことを言っておる。警告を発するといふことは、李ラインをある程度承認しておるからこそ、李ラインの中に入つてはいけぬ、向こうの言つておるところには入つてはいけませんよといふことを言つておる。そういうことでなくて、もつとはつきりした態度で、外務省と打ち合せてやつてもらいたい。その点を私は希望条件にしておきましょう。

あなたは手旗信号方式によるというのは一応はつきりしたのであります。が、そこで、外務省の方にお尋ねしておきたい。この李ラインといふものを認めないとおっしゃつておる。ところが、今度御存じのように日韓交渉の中で五つの委員会を設けられた。その中の四つは曲がりなりにも解消してきつた。たつた一つ残つておるのは、李ラインとは申しませんが平和ラインと言つておる。その平和ラインの今後の交渉のあり方、内容、そういうものについて一言御説明をお願いしたい。

○中川説明員 再開されました日韓会議におきましては、平和ライン委員会はたつた一回開かれただけでございまして、今後どういふふうな話し合いになりますか、今のところまだ会議の内容容のみから言いますと見当がつかぬ状況でございます。もう少し話し合つてみないとわからないのであります。

○中村(時)委員 それではどういふことになりましょ。——せつかくアジア局長がいらっしゃつたからそれを整理して二、三話をお伺いしたい。

一つは、先ほどから議論になつておつたのでありますが、星丸事件の当初において、要するに文化財を韓国の方に返していくという条件に基づいて九百二十二名の者が日本に帰つてきた、しかも、そのとき、向こうは刑期を終えたところ言つておる。われわれとしては、刑期をつけれられるような悪いことをした覚えはない、こういう原則に立つておる。しかも、百歩譲つて、刑期と考えた場合には、その刑期が終つたごとに人々が帰つてきたかといつたら、ほとんど歸つていない。ある意味で人身御供と言いますか、そういうよ

うな状態で今までやられておる。これは御存じの通りであり、先ほどの答弁の中にもはつきり出てきたわけなんです。そこで、再び今度も外米といふよりも韓米の問題が現われてきたわけなんです。その韓米の問題につきましても、三万トンが白米で来るか玄米で来るかといふ問題が生じてきますけれども、やはり、依然として人身御供に對するところの裏づけになつておる。こういうことを何回も繰り返しておりますと、このことが既成事実になつて、李ラインを承認する者はないとしますが、海上において常に漁船が拿捕されていく、その拿捕されている者に対する裏づけが常にこういふふうな状態で現われてくるというところは、私たちがいかぬと思ふ。しかし、外交折衝の期間ですから、今のところそれは追及いたしません、今後においてはそういうことのないようにしてもらいたいと私たちは希望する。同時に、それに対して外務省としての見解がどうなつてゐるか、これが第一点。

それから、第二点は、韓国の口上書に對して政府はこれからどういふふうにするか。その理由は、先般局長が参議院の農林水産委員会におきまして、今度の第五・八幡丸事件に對して旬日中に方向を確立していきたいといふようなお話があつた。今課長もそうおっしゃつた。そこで、その解決の方法、内容、そういうことを第二点としてお伺いしておきたい。

それから、この第五・八幡丸の拿捕に關するところの実態調査を今はつきりとして打ち出して確認をされるなれば、これに對して強硬な態度をとつて相手側と交渉する、こういう御回答があつたわけなんです。が、そういう回答に對して、將來への見通しといふものを伺ひしておきたい。

それから、第四点お伺ひいたしましたは、李ラインを認めるかと聞いてみたが、認めないと言ふ。にもかかわらず、現在日韓交渉の中で五つの委員会がある。四つは大体話し合ひがついておりますが、あつた一つの平和ライン委員会といふものは、この李ラインをめぐつての問題があるが、本質的な問題で、やはりこれは、こつちは認めぬ、向こうはあるんだという、並行線になつて、何らかの手段をもつてこの問題の解決がはつきりできるものかどうか。こういうことに關してお尋ねをしておきたいと思ひます。

○伊藤政府委員 第一点につきましても、刑期と申しておられますが、刑期と言ふべきかどうかといふことは問題でございまして、刑期を終えた漁夫といふことを言つてゐるわけではございませんが、この釈放につきまして、前には文化財といふような問題があつた、今度は米三万トンといふふうな点につきましても、日韓会議を開くにあつて、——今再開いたしておるのではありませんが、これを實質的に進める前に、日韓会議以外と申しますか、日韓会議以前と申しますか、相互送還の問題とかあるいは貿易再開といふふうな問題を片づけて、そして空気をよくして實質的な日韓会議に入らうという考えでおるわけでありまして、その日韓会議以外といふか以前といふか、この二つの問題につきましても、まず大村と釜山の相互送還をやり、そしてその上で今

度は貿易の再開をやる。貿易につきましては、御承知のように相当のアンパランスがある。そこで、米を買ってほしいというふうな話になっておるのであります。直接にこれが漁夫の釈放とからんでおるわけではないのであります。そういうふうには、相互交換をやる、やっただ上貿易も再開したい、そして空気をよくして日韓会議の再開をやりたい。貿易をする際には、前々から米の問題があつて、昨年の秋からいろいろことを言つておるのであります。が、ぜひこれをやつてもらいたいんだが、その点を今約束してもらえるかどうかがというふうな話になっておりました。筋としては直接からんでおるといふものではございません。

それから、第五・八幡丸につきましては、こちらの抗議に對しまして二、三日前に先方の返事が参りました。これは非常にわれわれの言つていますことと向こうの言ひ分は違つておるわけでありまして、われわれとしましては、もう一度、向こうの返事を見ました上で、これに對しましてわれわれの方の材料を集めて、これをまた反駁し、強く抗議をするという段階になるわけでありまして、それでもわが方に応じぬ場合にどうなるかという御質問に對しましては、どうしても応じぬという場合にどういう手をとるかということになります。なかなかここではつきりどうするということとは申し上げかねる点があるんじゃないかと思ひますが、できるだけ話し合いによつて解決をしていきたい、今のところはそういうふうにして申し上げるしかなく、こう思つております。

李ラインの問題につきましては、これは、日韓会議が開かれますれば、その委員会において話し合いをいたすわけでありまして、どういふ解決案を持つておるかということになります。この前の委員会等におきまして、昨年の初めとか一昨年の暮れから始まりまして、昨年の一月に中断をしまして、また昨年の秋にも二、三回やつておりましたが、そうしたときに日本側の一応の案というものは出しておるのであります。それが最終案というわけではもちろんございません。お互いに歩み寄らなければならぬと思ひますが、日本側の案というものは一応あるわけでありまして、そういう案の線に沿つて話し合いでもつて解決していきたい、こう考へておるわけでありまして、

○中村(時)委員 そうすると、向こうから二、三日前にその書類が来た、それによると、日本と韓国との主張には現状においてかなりの食い違いがある、こういうような結果が出てきたわけでありまして、そこで、材料を集めて向こうの方に云々するとおっしゃるのですが、その材料を集めてということ、参考人もいらつしやいますし、保安庁の方からの話も出たし、そういうようなことは課長がよくお聞きになつておるから、そういうことも内容の一つの参考にならうと思ひます。そこで、材料を集めてということ、既成的な材料は集まつておると思ひます。そういうような立場から、いつごろその問題について話し合いをするか、その点を一つ、これは家族としては大へんな問題でありますから……。

○伊藤政府委員 今急いでおりますので、これは二、三日中にできると思ひます。

○中村(時)委員 そうすると、二、三日たつてからの結果でないとその問題にはわからないと思ひますが、そういうふうに明言されて二、三日うちということになれば、一つの見通しというものがついてくる。その結果によつて私たちも再度考へていきたいと思つております。

同時に、もう一つお尋ねしたいのは、先ほど言つた米の問題は、外交の路線とは別だと言ひながら、実際の話し合いの中には出てきておる。向こうにいつてもまだ十分の話し合いの内容ができていないにかかわらず、その問題がはや貿易の問題として取り上げられる。私はこの問題と送還の問題とがやはりある程度加味されておるものと思つて黙認しておつた、しかし、それが全然ないということになれば、当委員会においても同様のことが言えると思ひますが、それは、日本の貿易、農業政策、そういう上から入れるか入れぬかという議論を蒸し返されてよいのか、その点をはつきりさせていたいただきたい。

○伊藤政府委員 建前といたしましては、これは直接の関係はない。しかし、日韓の空気をよくする、気分をよくする、雰囲気をよくして日韓会議を開くというふうな意味においては関連があると思ひます。直接の関連はないという建前でやつております。

○中村(時)委員 それではつきりとしたわけでありまして、しかし、問題は、

は、先ほど言つたように、こういう事柄が緩和されるからといって、一方においてこのことが、私は今の白米にするか玄米にするかにつきましても国内的には大きな問題があると思ひます。そういうような観点もあるから、要するに、外交交渉の路線の中においてそういうような受け付け方、そういう内容、そういうようなことは今後一切やらないように御注意願ひたいと思ひますが、それに対してどうお考えになりますか。

○伊藤政府委員 この問題はいろいろふうな関連もございせんし、また、われわれが今話ししておりますラインでは、今後は、いわゆる認める認めぬは別にいたしまして、刑期が終わつた者は刑を終わり次第そのつど直ちに釈放するということをはつきりした文書による確約をとつてやるつもりであります。

○中村(時)委員 それから、今の李ラインの問題は、李ラインというよりも、平和ラインといふ方が、その問題は、内容のいろいろな問題があると思ひます。しかし、これ以上お聞きはいたしません。しかし、外務大臣に、この問題は政治的な問題があるので、あわせて一つお願いしておきます。

それから、次に農林省に伺います。が、同僚委員もおりますから、一つ簡単に簡明に、話をよく聞いておつて御答弁願ひたいと思ひます。ということ、このような事件が起こりました場合、第五・八幡丸の乗組員、こういう方々は、現在のところ特殊保険に入つていないと思ひます。それに關して、入つていないか入つてないか、まずお尋ねしたい。

○西村(健)政府委員 乗組員が入つていないかいは給付保険だと思ひます。八幡丸は給付保険に入つておらないというふうには承知しております。

○中村(時)委員 そういたしますと、こういうような事件は往々にして再三再四起こつてきています。これは御承知の通りだと思ひます。そうすると、これは、つかまつた、向こうへ連れ込まれた、その後におけるところの問題はあつてもない、こういうことになる、その家族なりその本人たちも非常な不遇な立場になるわけなんです。そこで、たとえば特殊保険加入ができるものかどうか、あるいはそういうような指導なり考慮をすることができるといふことを一点お聞きしておきたい。

○西村(健)政府委員 私どもは、この方面の、ことに以西の底引き等につきましては、特殊保険あるいは給付保険にできるだけ入るようには勤めております。これは強制力はありませんので、船主の判断で入らない方もおありのようです。ただ、こういった非常に不幸な事件が起こつた場合に、乗組員が向こうに抑留されるというふうな事実が起きた場合には、留守家族に對しましては月額一万円、それから、抑留乗組員の見舞品、これをこつちから送りまして、月当たり八千円という補助を国の方からやつております。これは大体一年の四月、八月、十二月の三期に分けて国から出しておる、県は毎月々々これを交付しておる、こういうことになっております。

○中村(時)委員 そうすると、月に見舞金が八千円、それからもう一つは給付額が一万円、こういうことになつて

おるのですね。一万八千円というものを送っているわけですね。ちょっとその点はつきりしておいていただきたい。

○西村(健)政府委員 一万円は留守家族に対する見舞金であります。八千円は、こちらからいわゆる差し入れと申しますか。私たちは差し入れという言葉を聞いたのは適當でないと思ひますが、釜山の方の抑留所の生活は必ずしもよくないので、そこに対する慰問品と申しますか、その代金として、すなわち八千円相当を送っております。

○中村(時)委員 家族には一万円、これははつきりしています。そこで、一つお尋ねしたいのは、李ライン内——李ライン内と言つたら語弊があるかもしれないが、入つた場合には、特殊保険加入ができておるわけですね。特殊保険加入の中にこういうような問題が入るから入らないか、そういう御検討はどうなんですか。

○西村(健)政府委員 特殊保険と給与保険、特殊保険は船体の方で、いずれもその李ラインの内外は関係ございません。

○中村(時)委員 私の言うのはこういうケースの場合に、そういうことが適用できるような法律改正とか、そういうことができるような可能性がないかあるかということです。

○西村(健)政府委員 ちよつと御質問の趣旨が私よくわからなかつたのですが、今たまたま給与保険には入つていなくてこういう事件が起こつたという場合、入つていなくても入つたものと同様に取り扱いことができるかということでございます。——そういうと、保険を強制保険として強

制加入するような制度、これは立法論としては多分議論はございしますが、そういうことをしない限り、任意加入であるにかかわらず保険に加入しない者が加入した者と同額にものももらえるというところは、保険として成り立たないだらうと思つております。

○中村(時)委員 私の言うのは、保険立法の現行法の中ではできないということを書いておるのです。そこで、たとえば農村であれば共済組合の問題、これは米の場合は強制加入です。特にこういうような危険な時期がある中で、あるいは立法措置がでなかつた場合にはそれに類似したような別な何かの方法を政策的に打ち出したいただきたい。たとえば一万円というのもそんなんですが、しかし、一万円ではおそらく十分なことではないと思つておる。そういうような立場から、何かこれに加算されるような形をとるか、何らかの方法が検討されるかどうかということですが。

○西村(健)政府委員 私の申し上げておる意味は、立法論としては、保険に加入してない者を加入者と同様に取扱いすることはおそらくできないだらう、これははなはだ不均衡を生ずる、こう思つております。現在のところ、私どもとしては、特殊保険ないし給与保険につきましてはできるだけ入つていただく。この以西底びきの業者と

持っておりますが、非常に高い率加入しておる状態でございます。

○中村(時)委員 私がなぜそういうことを言うかという、自然災害やそういうものと違つて、不意の事故なん

す。しかも、自分が期待をし、自分が喜んで云々しておるわけではないのです。そういうような立場に立つておる人たちの考えた場合に、ただ単なる普通の保険の姿でなしに、もっとより価値のある、よりよい意味におけるところの問題の取り上げ方を政府の方としてはできないものか。

この問題は課長に云々言つてもしょうがないし、まだあとに同僚議員もおりますから、一応打ち切るといたしまして、最後に、外務大臣、それから防衛庁長官、それから農林大臣には非常に関連性を持つてきております。できれば最後には総理大臣にも出てもらつてこの問題の一つの考え方、基本的な状態をいろいろ話し合つてみた、こう思つておるのです。その点委員長に、——賢明な委員長ですから当然こういうことは手抜きなくやられると思ひますが、そういう立場から、一つしつかりこの問題を討議させていただきたい、このように希望しておいて、一応私の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○吉川委員長 芳賀委員。

○芳賀委員 永田参考人にお尋ねしますが、先ほどの供述によつて大体の経過はわかつたのですが、お尋ねしたい点は、名簿によりますと、あなたは第五・八幡丸に所属しておるわけですね。たまたま拿捕當時に第六に移乗しておつたというふうに考えられますが、これは平常そういうことをやつておつたのですか。あなたは船員としての船籍の方では第五・八幡丸におることにしておるけれども、操業する場合には、第六の方に常に乗つて、そして船長の代理をやつておつたのかどうか、その点はいかがです。

○永田参考人 それは、十一日の晩に木戸博美船長は第六・八幡丸から第五・八幡丸に移りまして、それから僕が第六・八幡丸に移つて漁業の指揮をとつた。それが十一日の午後二十時ごろです。普通は僕は五号にいたので

す。春日船長が感冒でちよつと工合が悪いから木戸船長と交代して操業してくれというので交代したわけですが。

○芳賀委員 俗に言う李ラインの周辺で操業する場合は、一応危険な海域と見なければならぬわけですね。ですから、そういう地域に操業に出かけて、船の場合には船長とか艦長というのは重大な責任と指導権を持つておるわけですから、そういう場合に、漁船であつても、みだりに船長が他の船に移つておつて、こういう非常に急迫した事態に當面した場合においては正しい指揮をすることができないというやうな状態は、これはやはり慎む必要があると思ひます。病氣等によつてそういう事態があつたかも知れませんが、これらの点については、たとえば水産庁や海上保安庁においては適切な指導を今日まで怠つておつたのではないかと。こう思ひますが、その点はどうなんですか。

○永田参考人 私といたしましては、船長は病氣で一日か二日くらいしたらなおるし、その危険な区域じゃないというところで乗り移つたわけですが。

○芳賀委員 水産庁や海上保安庁では常時そういうような指導をやつておられますか。こういう危険海域とみなされを地帯で日本の漁船が操業する場合の態度というものは、おのずから緊張を

要すると思ひます。そういう場合に、たとえば漁船法や船員法の規定に基づいて適切な指導を今までやつておつたかどうかという点を、水産庁並びに海上保安庁にお尋ねしたいと思ひます。

○西村(健)政府委員 今の問題は、船舶の航行と申しますか、漁撈そのものじゃないに、航行の問題でございします。で、一般の問題として、運輸省あるいはその外局である海上保安庁という方で、随時、いろいろな法令もございしますし、それに基づいて指導いたしておるわけでございますので、その点は関係省の方からお答えいたします。

○林(坦)政府委員 そのような場合は、もちろん船員法の適用を受けるわけでございます。従つて、船長が事故がある場合には、その事情によりまして代理者を選定してやらせることはもちろんできるわけでありましてけれども、船を去るというやうなことはあまり適當な処置ではないと思つております。

○芳賀委員 ただいま水産庁長官が言われましたが、この八幡丸が操業地域に到着して投網したのは前日なんです。ですから、航行中とは言えないと思ひます。投網して、底びきですから、その網を曳航する仕事というものはいわゆる操業ですから、操業中である場合には、やはり水産庁においても、航行中だからといって運輸省の所管というにはならぬと思ひます。

操業中というのとは一番危険であり、不安じやないですか。航行中であれば、何も漁業に従事しておらぬし、漁業をやつておるのじやないからして、これに対しては韓国側においてもそれほど

の追及はしないと思うのですが、その点はどうかですか。

○西村健 政府委員 私の申し上げた趣旨は、なるほどそのときは投網して漁撈作業中でありましたが、漁撈作業中であれ航行中であれ、船舶の安全といたるものについては一定の法令上の要件がござります。私どもは、もちろん、船長はいたくてもいいというようなことは言っておりませんが、ただ漁撈中であれ航行中であれ、これは法令上当然船長、責任者がちゃんと乗っておるべきものだ、こういうふうに了解しておきますので、私の方でその点について特別な指導をする必要は、むしろ今まで当然のことと思つて、そういうことはしておらないわけでありまして、そういう点を申し上げたわけでありまして。

○芳賀委員 永田さんにお尋ねします

が、あなたの八幡丸は、大体、——これは一月、二月等でもいいのですが、操業する地域は、今回不幸にも拿捕された農林海区の二四五、二三五、その地帯で操業されておるのですか。

○永田参考人 大体この二三五区から二四五区くらいで操業しております。

○芳賀委員 それなら、常時そこで操業されておるのですから、その海区が一番魚群が生息しておる地域ということになるのですか。

○永田参考人 魚群といつても、魚なんか時期でやるので、あの二三五区の下をやつたりして、それから二四五区の下をやつたりして、ずつとあつちこつちやつております。

○芳賀委員 私の聞いておるのは、結局、——李ラインがありまね。ですか

ら、李ラインの外で操業するか内では操業するかという判断も起さるわけなんです。その場合に、漁業ですから、李ラインの外側に魚群の生息地帯があるのだという事になれば、何も危険を冒して先方へ行つてライン内に入つてそこで操業する必要はないという事になる。この地図にもありますが、二四五区に瀬がありまね。その瀬の周辺が漁獲上から言つて一番操業するには有利な地点なんですか。

○永田参考人 大体この瀬の付近を魚群探知機で探してやつております。

○芳賀委員 それで、お尋ねしたいのは、一月、二月も大体その地域で操業されておつたという場合、その付近にたとへば韓国の警備艦等が常に出動しておつたのか、あるいはわが方の海上保安庁の巡視艦等が常にあなたの方の操業の安全を守るために、監視や哨戒に当たつておつたのか、そういうような状態はどうなんですか。

○永田参考人 これは、海上保安庁の巡視艦等は、月に一回か、多くて二回くらい会います。会うというものは、やはり操業しているわきを通つたり何かして、普通通つても、わきに來ても何とも話はしません。

○芳賀委員 そこで、その海上保安庁の船の任務というものは、私が言うまでもないのですが、たとえば、特に李ラインを中心とした付近が一番不安な地点になるわけですから、皆さんがかり

に、そのライン内に入るような状態であつた場合には、常に海上保安庁の巡視艦等が適切な連絡とか注意を今まで与えておるものかどうか、その状態はどうなんですか。

○永田参考人 それは、一月ごろは、奈良尾無線局から連絡がありまして、その方は無線士が船長とだけ打ち合せてやつておりました。

○芳賀委員 保安庁長官にお尋ねしますが、参考人の意見では、あまり操業中の漁船の行動等に対しては連絡や注意をしてないようですが、これはどういうことなんですか。

○林(坦)政府委員 第五・八幡丸の方に無線を持ってあります。従つて、第五・八幡丸の方がその当時傍受していただければ別でござりますけれども、私の方で出しておる警報は聞いておるはずであります。私どもの方といたしましては、李ラインの周辺をずっとあちこちと体制を整えて回つておりました。そして、いろいろ、韓国警備艦の動静等につきましても、無線を聞いておる船はよしとして、聞いていない船あたりに対しては、ときには回つて参りましていろいろ注意をするという事は実際にやつております。この船はあるいはたまたまその警報を聞いていなかったかもしませんが、第五・八幡丸の方のことはちよつとわかりませんですけれども、この船は無線を持っていないというのでござりますから、第六・八幡丸は聞いていなかったのかもしれない。第五・八幡丸は聞いては、僚船に対しては注意をするはずでござります。

○芳賀委員 そこで、保安庁の巡視艦の場合、たとえば李ライン周辺を哨戒している場合には、このラインの付近のどの地点でどのような船名の漁船が現在たとえば底びきなら底びきの漁業に従事であるという、そういう状態

は時々刻々わかるようなことになつておると思ひますが、いかがですか。

○林(坦)政府委員 当日の状況は、九州島の東方海域、それから南方海域、西方海域等の出漁船の状況につきまして、資料によつてお配りしてあります。わかつております。

○芳賀委員 そつとすると、巡視艦の場合には、海面を持つてそれに正しく漁船の操業地点というものを記録しておるわけなんですか。

○林(坦)政府委員 毎日、何区に何隻、何区に何隻という意味においてまとめはしておりますけれども、時々刻々どれがどこに行つてゐるというところまで詳しくは常時押えてゐるというわけではございません。

○芳賀委員 こういう点は、保安庁の方でも、船も足らないし、なかなか業務に携わつておるという事はわかりませんが、こういう危険水域で操業する漁船の操業の安全を保つということに最大の任務があると思ふのです。従つて、やはり、哨戒とか警備という場合においては、できるだけ船密に漁船の操業状態というものを把握して、いささかも不祥な状態が起きないようにやつていくということに一段と熱意を傾ける必要があると思ひます。お配りになつたこの資料によつても、現在の位置で見るとほとんどラインの中の韓国側の方へ寄つた済州島の付近に四隻の巡視艦が固まつておるようには見られるわけなんです。ですから、ラインの外に、特に斜線の内側に漁船が操業中であるという場合においては、巡視の隊形ももう少しそれに当てはまるような状態の警備とか監視をやるべきじゃないですか。これはどうなんですか。

○林(坦)政府委員 私どもの海上保安庁の船は、できるだけ韓国の基地ないし韓国の警備艦の近くに近づきまして、その動静を知つて、それを連絡して、こういう事故の起こらぬようにするということをもつて処置をいたしております。従つて、操業の多い場所とかあるいは警備艦のおる近くの場所といたるところに比較的海上保安庁の巡視艦も行くということが多いのであります。何せ、あの方面に出ております船は数百に上つております關係上、あらゆるところに全部手を配るというわけには参りませんけれども、重点的に考えまして最も適当だといふ場所に巡視艦を配置して警戒に当たつておるという状況であります。

○芳賀委員 次に、伊調局長にお尋ねしますが、外務省の方では問題が起きた直後の十五日に韓国の代表部の柳大使に抗議の口上書を渡しておるわけでありまして、この内容は当然のことながら述べられておりますが、これに対して二月の二十七日に韓国代表部から日本側の抗議の口上書に対する反論の意味の口上書がこちらの方に渡されたことはわれわれも知つておりますが、この内容を見ると、全く日本側の抗議を全面的に駁論しておるという事にしか

なつておらぬわけなんです。これは非常に食い違ひがある。これらの内容について現在在外務省当局としてはどのような理解の上に立つて今後これを処理するために外交交渉を進めていくか、その態度なるものを説明願ひたい。

○伊調政府委員 先方は、李ラインの中であるとか、あるいはみずから船を沈めたものであるといふこの二点を主にして反駁してきております。それに

対しまして、そういう点につきまして今こちらの集め得る材料を鋭意集めておるといふ段階でございまして、先ほど申し上げましたように、材料がまとまり次第第二、三日うちにまた抗議をするつもりでおります。

○芳賀委員 この韓国側の反論の中の二に、第五・八幡丸は韓国警備艇の接舷によって損害を受け、警備艇に引かれていく途中浸水を増したことは事実だが、この間同船の乗組員は排水ポンプの口をあけて自沈をさせたものであると言っておる。この自沈については非常に問題があると思うのです。これにも、さらに内容を詳しく分けて、この自沈であるという点については拿捕した日本の漁船の乗組員に対する取り調べの結果、これは自供したものである、それによると、韓国側に保護されるよりはみずからの手で処分した方がましだ、船を沈めて海上に避難すれば追跡中の日本の巡視船から救助されるかもしれないという希望をも持ってこれを自沈したものであるというところをこの拿捕された船員が述べておるといふことも加えてあるのです。この点についても両国においての主張の相違であります。この点について永田参考人にお尋ねするのです。

が、あなたはほんとうは第五・八幡丸の乗組員であり、また責任のある甲板長ですから、操業に出る場合、万一李ラインの周辺で韓国の船が来てこれを拿捕するような場合においては、その心がまえとして、覚悟としては、むしろ自分らの手で船を沈めて日本人の意気を示した方がいいとか、そういう心がまえというものを常にどのようにか

持たれておったかしれませんが、その点はどういふことなんでしょう。

「委員長退席、田口委員長代理着席」

○永田参考人 僕としてはそういうことは全然考えません。普通の乗組員にもそういうことを考える人は全然ない。機関長にせよだれにせよ、そういうひまがあったとは僕も考えません。結局、自分が乗った船を自分が沈めるといふことは、だれも考えるというこ

とはないと思います。

○芳賀委員 その点、お尋ねしてはつきりしたからいいわけですが、これが自沈であるか、韓国側がこれに激突を加えて結局沈没させたのかということ、は、今後の交渉上の争点になると思ひますが、この点についての立証を今後外務省としてはどうやるつもりなのですか。たとえば、先方に拿捕されて抑留中の自供をしたと称する乗組員を全く抑圧されない公平な状態の中へ置いて、そこで本人の自由なる意思でどうであったかということと述べさせる、そういう状態が作れば自供というものがどういふ内容であったかということがわかるが、今のようない韓国側の状態の中でそういうことはたして望めるかどうか、これは局長どう思っていますか。

○伊藤政府委員 現在のような状況で、こちらの弁護士をつけるといつても向こうが応諾しないような状況でありますから、自供したと申し出ておりますが、それがたして自由なものであるとかどうかという点については、かなり疑問があると思ひます。

○芳賀委員 この反駁書の中に、李ラインは国際法上認められておるといふことを向こうは断定しておるわけですが、わが方においては、李ラインというものは、当然、公海であるからして、韓国側のこのような不当な主張は今まで容認していないわけですが、たとえば、韓国側の言う国際公法上認められておるといふ根拠、これを外務省が先方の立場に立つて考えた場合において、彼らは何を根拠に国際法上認められておるといふことを今日までも主張してきておるのか、その点はおわかりと思ひますので、ここで明らかにしておいてもらいたい。

○伊藤政府委員 われわれ国際法上認められたものであるとは全然考えておりませんが、先方はそういうふうに言っておるわけでありまして、ただ、実際の会議において漁業委員会等が始まりますれば、必ずしもそういう主張をするかどうかという点はまだ今後の問題だと思ひますけれども、一応そう言っておきまして、それはきわめて少数の説であらう、国際法上認められるとかどうかという点になりまして、一般に認められた説でないことは間違いないこととございまして、きわめて少数な、自分に都合のいい説である、こういうふうなわれわれは考えております。

○芳賀委員 その点は、国際法上から見ても論拠が薄弱であるとかあるいは全く先方の言ひ分は根拠がないとかいうことであれば、もう少し勇氣と自信を持って日本側においてこれを指摘して、こういう不当な向こうの主張を撤回させる必要があると思ひます。それが今まで行なわれていないのです。全然やらぬわけではないが、われわれから見ると、非常にこれはなまぬるい態度で

今日まで外務当局——現在の政府です。これは岸政府が当たってきているのですが、たとえば、この韓国とアメリカとは外交的に経済的にもあるいは軍事的にも非常にこれは緊密な交際を持っているが、一体アメリカはこの李ライン問題に対してどういふ見解を承っているか、これはいかがですか。

○伊藤政府委員 アメリカは韓国と友好関係にありますけれども、公式にアメリカがどういふ発言をしているかという点は、ちよつとはつきりいたしませんし、また、おそらくそういうことは言わぬと思ひますが、いろいろ話をしておきまして、アメリカ側もそうした韓国の主張を国際法上正しいものと思つておられます。

それから、わが方としてはそれに対しては常に強く反駁しておるのであります。わが方の考えは、極端に申しますれば日本の漁船が出てくるとなれば韓国側は非常に技術が幼稚であつて一匹もとれぬというが実情でありまして、そういう実情に照らしまして、韓国側の漁業もある程度成り立つようになつていくというところが、こういう問題に対する考え方でありまして、そういう点は考えておりますが、先方の主張というものを認めぬ点は、はっきりしております。

○芳賀委員 とにかく、韓国の李承晩と台湾の蔣介石と日本の岸氏はアメリカ陣営に最も忠実な極東の三人男と言われておるのですが、こういうふうな韓国と日本の間におけるラインの問題等については、韓国に対しては、軍事的にも経済的にも主導権を持つているアメリカ等がもう少し積極的に不法な

る韓国の主張を是正させるような努力をするように、日本の政府としても努力する必要があると思ひます。そういう努力は今まで試みたことがあるのですか。

○伊藤政府委員 この点につきましては、アメリカ側と非常に密接な連絡をとつております。日韓会議とか、今の一般的な日韓の交渉等については、しよつちゅう向こうからも聞きに来ております。また、わが方は京城にも何とございませぬので、向こうの京城の大使館等も、いろいろと韓国の事情を伝えてくれます。アメリカ側といたしましてはもうできる限りの努力をしてきておるといふのが実情だと思ひます。

○芳賀委員 これに関連して、小枝政務次官が来ておられますが、一体農林省の態度はどういうことなんでしょうか。すべてを外務省に、これは外交問題であるからまかせるといふことであるのか、あるいは、農林省として独自の態度に出て、そしてそれを外務省を通じての外交交渉等にも打ち出しておるのか、内容はどうなつておるのですか。

○小枝政府委員 御承知のように、漁業につきましては、これは農林省の所管でありまして、農林省側といたしましては、わが国の漁民が漁業をいたします上に支障のないようにしたいという考え方をもちて努力をしております。こういう問題につきましては、農林省側も常に外務省側と連絡をとりまして強力にこれを進めるといふ方針をもつて今日まで参つておるような次第であります。

○芳賀委員 それでは、今回の問題はどうかやってやるのですか。強硬々々といつても、何も見通しはないじゃないですか。今度はどういふような具体的な方策を外務省と協力してやるというのですか。

○小枝政府委員 今回の問題につきましては、御承知のように、はなはだ遺憾な問題でありまして、私ども、これは明らかに韓国側の不法な問題のように考える。従いまして、この問題は、拿捕された者につきましてはすみやかにこれを送還してもらいたい、並びに、今後かような問題を繰り返さないように、農林省としては極力これを主張いたしまして善処したいという考えであります。

○芳賀委員 福田農林大臣は、この問題が起きた直後に、政府として韓国米を三万トン日本が買い付け、しかも、この三万トン買付は、先ほどは、外務省の方では、これはこの問題と関係はないのだという説明がありました。が、福田農林大臣の当委員会における答弁は、これは人命にかえがたいのだ、不法に拿捕された日本のこの乗組員諸君をすみやかに釈放させるためには、この買付を行なうことによつてそのことが促進され、実現されるのである、これは当然人道上の問題からも買付をしなければいけないのだということ、この国会において明らかにしておる。それならば、この問題は明確に今回のこの拿捕事件あるいは今日までの抑留者の早期送還の問題等に大きな具体的なつながりがあると思うのです。われわれとしては、その方法の一つだと思ふのです。そういう点はやはり政府においても明らかにされて

いったらいいと思いますが、どうなんですか。

○小枝政府委員 ただいま芳賀委員からお尋ねの点は、私も、事務当局から、大臣が答弁いたしましたように一応承知いたしております。私も、人命にはこれはかえがたい問題であります。し、これによつて将来李ラインの問題、日韓関係の問題が好転するという事なら、政府のその輸入米については食糧会計内における操作に待つていたしまして、これはやむを得ぬ措置ではないかと今日まで考えておるところであります。

○芳賀委員 この点については、私としても、これは人道あるいは国民的な立場から見ても、この日韓の漁業関係の問題初めこれが糸口になつて根本的な解決が行なわれるのだということであらば、これは非常に効果的かも知れないと思ふ。ただ、これが前例になつて、拿捕して、今度は米を買えと言え、日本側は幾らでも米を買うだろうと、あるいは、向こうで売りたい物資を買えと言え、また日本は人道上の見地という立場から応諾するだろうというような悪例を残したり、日本の外交の弱腰を見抜かれるようなことになつては困ると思ふのです。ですから、この韓国米の買付の問題等についても、解決のためにこれが有効であると確信が持てるということであれば、その方針というものを明らかにして、関係がないとかなんとかいふことを言わぬで、これでやりますならやりますというのを明確にして、積極的な態度で進んだらいかと思ふのです。が、これは外務大臣が来ておりませんから、局長としてはどう考えておりますか。

○伊藤政府委員 われわれは、あくまでもすべての問題に先行して漁夫の放が行なわれなければならない、こういうふうな考えでおります。漁夫の放が行なわれ、貿易が再開されました場合に、そこで米の問題を実施する、こういうふうな順序としましては考えております。

○芳賀委員 それでは、問題の解決に關係があるということが明らかになつたので、次に移ります。

二月十八日の新聞によると、いよいよ海上保安庁も李ラインに出動する特哨巡視船等については今度は装備する、大砲や機銃をそれに装備するようになりきつたといふことが、これは二月十七日に海上保安庁の本庁から第七管区海上保安本部に通達があつたといふことが出ておりますが、この点はいかなる内容になつておりますか。

○林(坦)政府委員 海上保安庁の巡視船に砲を積む問題は、実はもう数年前からやつておることでございますが、李ライン関係の巡視船につきましては、韓国との間に武力的なトラブルが起ることを避けるという意味におきまして、一応おろして巡視警戒に当たるといふ態度をとつて参りました。これは、もちろん片一方において外交交渉等によつてこの李ライン問題が平和的に解決することを期待し、また、韓国側に対してもことさらによけいな摩擦を起さないで、別途その方面に操業する船舶あたりに対しては警戒をいたしまして、警告を発しまして、それによつて保護していくという全体的な体制のもとに行なつておつたわけであ

あります。ところが、昨年の夏非常に李ライン問題もやかましくなりまして、従来あの方面に配置しておりました船だけではとうてい足りないといふことになりまして関係上、ほかの管区の船を入れたといふことになつたわけでありまして、ほかの管区の船が入れかわり立ちかわり実は李ラインに就航して警戒に当たらなければならなくなりましたので、ほかの管区の船につきましては、いろいろ訓練の関係もあつたし、その他いろいろ武器の保守関係から申しまして、積んだりおろしたりすることは経費の面からも時間の面からも非常にロスでございますので、これは積んだまま入れたわけでございます。そういう状態がすでに昨年秋くらいからずっと続いて参つております。従つて、海上保安庁といたしましては、この行き方は、もうすでに、初めにおろしてやるというやり方によつて従来とつておりましたやり方とは今において必ずしも絶対に必要であるように感じなくなりましたので、一応今言いました趣旨で七管区の船も積んでもよろしいといふことにいたしました。大体もうほとんどの船に定められた武器を積み終えたような状態でございます。

○芳賀委員 この方針の決定は、海上保安庁として決定したのか、あるいは政府の方針としてたとえば閣議等においてこのような処置をすることにしたのか、その点はどうか。

○林(坦)政府委員 このおろしてありますのが、これはだいたい前の話でございますけれども、政府の国際的な紛争の解決に武器は使わないという方針にのっとりまして海上保安庁においてお

ろしたものでありますので、今度積みまし

○芳賀委員 私の記憶では、これは、昭和二十七年に、特に李ライン周辺に就航する保安庁の巡視船等については、そういう装備を持つて就航する場合には韓国側を刺激する、そういうおそれがあるから、この海域に就航する場合においては装備をはずすといふことを閣議決定して行なつておるといふに記憶しておるわけですが、それから、そうすると、今回の措置も、これは当然政府の方針として海上保安庁に対してこれを行なわせるようにしたのではないかとわれわれは判断しておるのですが、それは事実と違ひますか。

○林(坦)政府委員 それは事実と違ひません。閣議によつて積まないといふことになつたわけではございません。

○芳賀委員 これは非常に重大な点だと思ふのです。海上保安庁だけの一存でこの海域においては装備をはずしたかどうかつたりする。それでは、一体、北洋の海域に出動している保安庁の巡視船は装備を持って行動しているのかどうか、その点はどうか。

○林(坦)政府委員 他の海域の巡視船は、みな積んだままです。

○芳賀委員 委員長に申し上げますが、この点は保安庁長官だけの答弁ではわれわれは納得できませんから、総理大臣等に出席を求めて、この李ライン海域だけに装備をしないという問題が、はたしてこれは海上保安庁の一存だけで行なつたものかどうかというこ

とは、さらに保留して、政府の明確な所信を尋ねたいと思います。

次にお尋ねしたい点は、それでは、今度装備することになった装備の内容はどういうことになっておりますか。

たとえば、四百五十トン級とか、三百トン級とか、二百トン級とか、いろいろ巡視船にも級がありますが、その船の力に応じた装備をすることになると、思いますが、その装備の内容について、差しつかえなければここで御説明願います。

○林(垣)政府委員 装備の内容等につきましては、資料等がもしなにごさいますしたら、後ほど整えた上御説明いたすことにいたします。

○芳賀委員 これは大抵新聞等に出ておりますが、責任のある資料をお出しになるとすれば後刻でもいいです。この際防衛局長にお尋ねしますが、海上保安庁に所属する巡視船等が装備をする場合には、これは防衛庁と全然所管が違いますが、大砲あるいは機銃を装備するということになると武装ともみなされるわけですね。そういう場合には、防衛庁との間において協議が何かが行なわれて、このような装備をすべきであるとかどうかというところになっておるか、その点はいかがですか。

○加藤(陽)政府委員 これは御承知と思いますが、海上保安庁は平時時における海上の治安維持に当たる機関でございます。ただ、自衛隊法によりますと、防衛出動とか治安出動というふうなものが発動されますと、一部内閣総理大臣の統制下に入りまして、海上自衛隊と一緒に行動する任務を手えられるわけでございます。そういう点か

ら申しまして、将来は海上保安庁の船の装備につきましてもいろいろ協議をしたいと思ふことがございますが、ただいままでのところはいたしてありません。

○芳賀委員 現在までは何らの関連もないわけですね。——海上保安庁でどのような装備をするかというふうな場合にも。

○加藤(陽)政府委員 現在までは相談をしたことはございません。

○芳賀委員 そこで、お尋ねしたいのは、この急迫不正の事態には、海上保安庁の任務として、国民の生命・財産あるいは当然の権利を守るために出動するわけなんです。李ラインは彼らの一方的な主張ではあるが、明らかに李ラインの外において急迫不正な行為が絶えず繰り返されるということになると、これは黙過することができないと思ふのです。ただ、わが方の漁船を拿捕してそれを曳航して韓国側へ帰るあとだけを追尾して、返してくれ返してくれという程度では、これは急迫不正の事態を防ぐことにはならぬと思ふのです。ですから、今後の事態については、先ほども消極的な答弁がありましたが、一体どのような態度でこの国民の生命・財産や公海における当然の権利を守る具体的な行動をやろうとするか、その点をお尋ねしておきます。

○林(垣)政府委員 先ほどから御説明申し上げております通り、現在の状態におきましては、漁船の李ライン関係における保護については武力を行使しないで極力折衝によつてこの問題を解決するというのが国の方針になっております。従つて、その方針ののつてこの問題に対処いたしております。

私どもとしましては、問題が起こる前にいち早く韓国の警備艇の動静その他も知りまして、それに基づいて、出ておる漁船を指導して問題を起さないようにする、また、たまたまそういう場合に出つくした場合には、あるいはけさはどこも起こりましたことのように、でき得れば敢然と間に割つて入つても阻止することはする、しかしながら、もうすでに拿捕されてしまひ、乗組員も韓国の警備艇に乗せられてしまつたというふうな場合におきましては、極力洋上において折衝をし、あわせて外交交渉によつて折衝をするというのが現在の取り扱いの方法でございます。それによつて成功した場合もあり、また、聞かれない場合もあつたわけでございます。

○芳賀委員 それでは、今後このような危険水域における完全な任務を果たすためには、現在の保安庁の巡視船の保持トン数や装備程度ではたしてやれる自信はあるのですか。あるいは、全くこれは不足しておつて、いかに保安庁の責任だと言われてもやれない程度のものであるか。その点はいかがですか。

○林(垣)政府委員 もちろん、現在の状態におきましては、海上保安庁は現在の足りない装備をもつて全力を尽くしてやっております。しかしながら、だんだんいろいろと状況も複雑になつてむづかしくなつて参ります。私どもの方といたしましても、さらに通信なりあるいはその他の方面におきまして装備を充実いたしまして、われわれに与えられているものでできるだけのことはいたしたいという覚悟で当たつておる次第でございます。

○芳賀委員 関連してですが、それでは、昭和三十五年度の予算等で海上保安庁の船の建造とかあるいは組織上の拡大が一体期待されるように行なわれおるかどうか。保安庁の組織というものは自衛隊とは違ひますからね。これは明らかに海上における秩序維持の警察力であることは言うまでもないわけですね。その警察力というのは、国土の中においても、あるいはわれわれの領海内においても、あるいは漁業の操業中の公海においても、完全に秩序が保たれるという状態に置かれていなければならぬと思ふのです。一方においては防衛関係の予算だけではどうもふえるが肝心の海上における秩序維持の設備は少しも伸びていかないということになりまして、これははずいぶん問題があると思ふ。こういう点は所管大臣等の意見を聞くのが当然ですが、今日は都合で来ておりませんので、参考までに意見だけを聞いておきたいと思ひます。

○林(垣)政府委員 李ライン方面の問題につきましては、私どもも現在の装備等につきましては決して十分であると思つておりません。来年度につきましてもいろいろ巡視船の増強という問題について政府内部において討議し折衝もいたしたのでありますが、なかなか財政面等の関係から思うにまかせない状況でございます。しかしながら、大体従来毎年一隻程度作つておりました三百五十トンの船を来年度は二隻作ることにいたしました。その他千六百万円ばかりの金を李ラインの通信関係の装備その他に使い得るよう予算に計上することができた次第であります。

○芳賀委員 次にお尋ねしますが、先ほども水産庁長官から抑留漁民や留守家族に対するたとえば給付保険等の話がありましたが、たとえば留守家族に対して毎月一万円、あるいは抑留者に対しての生活費八千円程度では、とうてい生活維持はできないと思ひます。しかもそれは保険に加入していなければその給付を受けることができないというふうな状態は、このままでは満足でないと思ふのです。しかも、李ラインの外で操業を行なつておつたものが不当に拿捕されあるいは撃沈されるといふことになりまして、これは漁業に従事する国民の何らの過失ではないと思ふ。従つて、この点に対してはもう少し政府としても熱意のある処理方針をきめる必要があると思ひますが、どのように考へておるか。これは農林省の政務次官から伺いたい。

○高橋(憲)政府委員 私からお答えいたします。先ほど長官からも御説明があつたわけでございますが、現在、拿捕された船員に対するいろいろな援護措置につきましましては、乗組員の給付保険の未加入者に対しましては一人一カ月当たり一万円ということになっておりまして、給付保険の加入者であつて低額な加入者、これは一萬五千円以内と思ひますが、この場合は、差額についても、その差額の三分の二になっております。が、三分の二を見るときには、従ひまして、この場合は、必ずしも乗組員給付保険加入者だけではなくて、未加入者に対してもそれぞれ適切と思はれる援護措置を講じているということでございます。

それから、もう一点は、差し入れ品の購入費に対する補助金でございます。これが、先ほどの御説明のように、一人年額九万六千円ということになっております。これらにつきましても、大体年三回程度に分けるわけですが、合計これを支出しているというよりな状況でございます。

なお、この額についてどう思うかという御質問でございますが、もちろん、私どもは、これで十分であるというふうには必ずしも考えておりませんが、しかしながら、財政当局との打ち合わせの問題もあり、他の援護措置とのつり合いの問題もあり、一応この程度で満足ならぬと見るといふことになっておるといふふうに御了承いただきたいと思います。

○芳賀委員 今の次長の答弁は水産庁長官の答弁と少し違いますが、それでは、未加入者の留守家族に対しては一万円の支給を行なう、加入者については見舞金のほかさらにまた正規の保険給付が行なわれる、そういう意味なんですか。そこをはっきりして下さい。

○高橋(泰)政府委員 これは、乗組員給付保険の加入者のうち低額な加入者、すなわち月一万五千円以下の非常に低額な場合は、保険金額と一万五千円との差額の三分の二を補給するというような措置をとらしていただいております。

○芳賀委員 もう少しはつきり説明して下さい。給付保険に加入している者に対する給付は正当に行なわれると思えますが、そのほか、国としての配慮、見舞金といえますか、その金額といふものは、これは加入者であつても

未加入者であつても均霑さるべきものであると思ふのです。そのことがそのように行なわれておるかどうか、その点です。

○高橋(泰)政府委員 これは、通常の場合ですと、乗組員給付保険に入つていただくことをお勧めしておるわけでございます。通常の場合は給付保険制度でもってカバーできるわけでございますが、しかしながら、強制的な加入の方法はとっておりませんので、どうしてもその中には乗組員給付保険に入つていないから仕方がないというわけには参りませんので、その場合には、一人一月当たり一万円の範囲内において政府の方から支出する、こういうような考え方に立つております。

〔田口委員長代理 退席、委員長着席〕

○芳賀委員 それでは、この抑留者に対する月八千円の生活費を送金するのですが、この八千円の程度で大体安心できるような健康が維持されておるかどうか、その点の確認はどういう方法でやつておられるのですか。

○高橋(泰)政府委員 これは、ただいま問題になりましたように、乗組員の給付保険制度と、もう一つは、差し入れ品の購入費の補助金という、主としてこの二つの方法で援護しているわけでございますが、この漁民側の状況につきましても、県を通してあるいは団体を通してその状況についてお聞きしておるような情勢でございます。

なお、韓国の抑留者でありまして、帰還後に抑留の原因いたしましたして病氣したような場合でありまして、社会保

障によりまして医療給付を受けられない者に対しまして、一定の年限相当の額の援助をいたしておるような次第でございます。

○芳賀委員 この韓国に抑留中の日本人の船員の生活状態とか健康状態を適切に判断したり認めるという場合は、これはやはり国際赤十字の機構を通じて人道上の見地からも韓国側が十分責任を持つて抑留者の健康保持等についても当たっておるかというのを確かめたことは今までもないわけですか。

○伊藤政府委員 国際赤十字に対しては随時実情の調査を依頼しております。昨年二月と九月にそういう依頼をいたしまして、一応の返事をもらっております。

○芳賀委員 その内容はどのような報告になっておりますか。

○伊藤政府委員 昨年の二月の場合には、国際委員会が韓国赤十字にまた調査を依頼したというふうなことになる。そして、その出た報告によれば、抑留漁夫は満足な待遇を受けているという回答が来ておりますが、これはじかに自分で見て見ておらずに韓国赤十字からの報告でありますので、それがはたして真相に近いものかどうかという点は問題があるかと存ぜられます。昨年の九月にもそうしたこと依頼しておりますが、その際は、慰問品を送つて、これが無事に着いたということを書いてきております。それから、昨年の七月でありましたか、漁夫が集団的に収容所を出てデモをやったという事件がございました。そのときは、待遇が悪いのが原因じゃないかということ、非常に急を要しましたので、釜山にありますがアメリカの総領事館に頼み

まして実情を調査した。このときの報告は、それほど悪いものではない、非常にひどい待遇とは言えない、まあ普通の待遇をしている、――これは、日本国内におきます場合と、韓国におきます場合、一般の韓国人の生活状態と比較もございましょうから、日本の場合に比較してどうということにならずに、向こうで見てそれほどのことというものでないというふうな報告が参っております。

○芳賀委員 次に関連してお尋ねしますが、三月の下旬にジュネーブで国際海洋会議が開かれることは御承知の通りです。この海洋会議においては、毎年の論争になっていくところの、たとえば領海の問題、あるいは領海に接近した漁業の浅海地区の問題等が当然の議題になるわけですが、これに対して日本の政府としてはどのような態度でこの海洋会議に臨もうとおるか。世界的に、たとえばソ連等においては領海は距岸十二海里、あるいは日本においては三海里ですが、たとえば南米等においては、ペルー、チリ、アルゼンチン等においては、距岸二十海里が領海というより主張がされておる。非常にこれは不統一なわけですが、それから、これは国際上の重大な問題ではあるが、やはりこれらの領海に対する国際法上の定説等も早く統一する必要があるし、また、漁業関係の問題についても、領海をも含めた自国だけの専管の漁業地域というものもやはり検討すべき時期でないかというふうな考えのわけですが、そういう点が漸次整理されていけば、やはり漁業の場合には魚群の生息する地域以外のところでは操業する必要は当然ないわけですか

ら、この点は相当今年の会議は重要性を持つものと考えられるが、一方においてはすでに現在北洋の日ソ漁業交渉も開始されておりますし、また、一方においてはこのような国際海洋会議が開かれることになっておるので、当然政府としては出席に対する態度等はきめておると思うのですが、この機会に内容を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○伊藤政府委員 この問題は、外務省の中でも条約局が主管しておりますので、私も非常に詳しい点については存じませんが、まだ最終的な訓令は出しておりません。今、いかなる訓令を出すかということについて、もうきわめて近い将来に出さなければなりませんので、協議をいたしております。日本は三海里ということに従来言つておるの領海、その外に漁業専管権を認めておる。これは五年以上の実績を持つ他の国の権利に考慮を払わなければならぬというのがついております。カナダは、六海里に対してまた六海里の漁業管轄権があるというより案でございます。まあこれは最終的に外務省の意見あるいは政府の意見はきまつておりますが、そういうふうなアメリカ案のようなものでまともな案ならば三分の二の多数がとれるならば、それもいいんじゃないかというふうな考えもいたしておりますが、私は専門でございますので、まだ最終的にきまつておらぬというところでは存じております。この程度であります。

○芳賀委員 この問題はまたいずれ別の機会にただしたいと思ひますが、きょうは永田参考人に御足労を願つて

水田さんを中心にしての質疑でありまして、この程度にして、残余の保留した問題はまた適當の機会に質問したいと思ひます。

○吉川委員長 金子岩三君。

○金子委員 私は水産庁の高橋次長にお尋ねしますが、現在水産庁の監視船がこのシナ東海から李承晩海域にどう配置で何隻の船を配船しているか、お尋ねします。

○高橋(泰)政府委員 ただいま配置しているのは四隻でございます。

○金子委員 どういう配置をしておりますか。

○高橋(泰)政府委員 大体月二回くらい航海を予定しておりますが、李ライン及び華東ライン周辺の調査、指導、取り締まりに当たっております。

○金子委員 昨年来李承晩ラインが非常に険しくなりました、そのころも論議されたのでございますが、水産庁には相當の船もチャーターされて持つておる。しかし、この李承晩海域で操業する漁船に言わせると、かつて水産庁の船を目にしたことはないといふことをよく言われておる。主として、水産庁としては、華東ラインのいわゆる安全操業、あるいは中共との紛争防止のために、以西底びきの安全操業のために、ここに配船しておると当時言われておつたのでございますが、この華東ラインといふものは、四六時中さような国際紛争を起こすような危険を伴つた操業は以西底びきはやつていないといふことははっきりしている。私に言わせるならば、あまり必要もないところに配船して、かように海上保安庁の船が手不足である、こつた事態であるこの李ライン付近に水産庁の

船が配船されないといふことは、私は、主管官庁としてまことに遺憾である、かように存じますが、このことについて意見をお聞かせします。

○高橋(泰)政府委員 お答えいたします。私も李ライン並びに以西底びきトロール漁業の調査と取り締まりの任に当たるわけでございますが、現在のところ、この種の事件の起こりますのは、御指摘のように李ライン周辺が多いわけでございます。それで、私どもといたしましては、紛争の起こる区域を意圖的に回避するようなことはいたしておらないわけであります。なおその誤解もあらうかと思ひますが、その点につきましては、御趣旨に沿うように検討させていただきますと思つております。

○金子委員 私の知るところでは、海上保安庁の、いわゆる海上における安全操業の使命と申しますか、これは、農林省、いわゆる水産庁の要請あるいは水産庁の計画に基づいて海上保安庁はその船の行動を指揮することに相なつておると私は承知いたしておるのでございませう。その水産庁が、自分の手持ちの船を、シナ東海から李承晩ラインに、この国際漁場における最も危険地域である地域に回すように、昨年来強く業界から申し入れておるのに、今日も依然としてその船を有効に配置しないといふことは、私はどうかと思ひますが、この点、今まで配船をしていない理由、根拠を一つはつきりお知らせ願ひます。

○高橋(泰)政府委員 御承知のように、この李ライン周辺におきまして、水産庁で行なつておる取り締まりが用船によるものでございまして、その性能

も必ずしも十分ではございません。この船にはもちろん私どもの取り締まりの任に当たる水産庁の乗員が乗船しておるわけでありまして、船は用船のために思ふような活躍が必ずしも十分にできるとは言えない状況でございます。この点につきましては、この水産庁の調査船をその方に回すということも考えられますが、基本的には、用船を、本来の調査・指導船の方に切りかえていくことが望ましいのであります。が、やはり、この問題は水産庁だけでは十分ではありませんので、どうしても主体を海上保安庁の取り締まりの方にお願いいたしまして、それと十分緊密な連絡をとることが一番いいのではないかと申す。その点、用船でございませう。非常な不足だとは思ひますが、なお、その点につきましては、財政当局とも相談いたしまして、漸次充実して参りたいといふふうに考えておる状況でございます。

○金子委員 海上保安庁の松野警務監にお尋ねいたしますが、このたびの第五・八幡丸の事件について、永田参考人のお話を聞いておりますと、これは、確かに、李承晩ラインを認める認めないは別として、ラインから約二十マイル程度五島の西岸に寄つた漁場で操業しておつたことにこれは相違はないと思つたのでございます。この永田参考人が申されております第五・八幡丸は、話によりまして、当然安全地帯で操業するからといふことで、特殊保険にも入つてないといふことを先ほども申されておる。その安全地帯で操業をしていられるといふことで、巡視船から今の警報が出ました

といつたとしても、比較的その警報をキャッチするのにはルーズだったのではないかと。ラインに入つて操業する船はよくその指揮に従つてやつておることと想像もつくのでございませうが、比較的第五島列島寄りのライン外と称するところを常時操業を続けるという船は、割合私は警報を聞いていないと思ひます。この事件が起りました当時、警報はどういう警報を出しておつたのか。先ほど来同様いろいろ御質問しておりますが、警報について、いかなる警報が出たかといふことはどうも覚えてお聞きになりませんので、その点を一つまず明らかにしたいと思ひます。

○松野説明員 先ほどの参考人の方のお話もございまして、私も、先ほど長官からお答えいたしましたように、当時、第五・八幡丸にしましては、ラインの外少くとも私どもの推定では数海里くらいいじやないかと思つておりますが、いずれにしましても、ラインの外にあつたことは間違いないのじやないかと、かように推定いたしております。従つて、お説のように、ラインの外で操業をしております場合に、どうしても私どもの巡視船から出す警報に対しては若干注意をしながらもあつたかと思ひますが、御承知のように、従来からも実は李承晩ラインの確かに外と思われるような個所で拿捕されたケースが非常に多いのでありますので、やはり、もし私どもの推定のような位置だといつたしますと、私どもの警報をやはり十分聞いていたかどうかといふことでないか、今後その事件は起こるであらう、かように考えております。

す。なお、当時におきましては、十一日の十四時に、ちやうど八幡丸が操業をしておりました海域に對しましては、いわゆる警戒警報といふものを出しておりました。さらに、十二日の午前一時三十分、重ねて、やはりあの方面に對しまして、若干区域を広めまして警戒警報を出しております。ですから、もし通信士が當直しておられるならば、おそらく第五・八幡丸の方は聞かれたのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○金子委員 警戒警報中であつたといふのは、特に、この第五・八幡丸が非常に不注意であつたといふこともまあ認めなければならぬと私は思ふのであります。とにかく、八幡丸に一つの安心感を持つて、比較的そういう警報を聞き漏らすのじやないかと考へます。まあ、永田参考人が申します通り、韓国のいわゆる警戒警報は、東より西へ西へと追ひ込んでいた、日本の巡視船はみな済州島寄りの西におつたといふので、当時の実情をよく承知いたしますと、まことに気の毒な、まあ自分のいわゆる五島列島——これは五島の船籍でございまして、自分のいわゆる沿岸を操業しておつた船を韓国の警戒艇が中に追ひ込んでいた、それを、日本の巡視船はずつと内側で警戒態勢をとつていたので、これを早く接戦前に発見できなかったといつたような事態を考へますと、まことにこの事件は不幸事件で、船主の永田さん初め乗組員の一同に對しましても、国家としてほんとうに気の毒だといふことを考へなければならぬ、かように私は存ずる次第でございます。

○松野説明員 先ほどの参考人の方のお話もございまして、私も、先ほど長官からお答えいたしましたように、当時、第五・八幡丸にしましては、ラインの外少くとも私どもの推定では数海里くらいいじやないかと思つておりますが、いずれにしましても、ラインの外にあつたことは間違いないのじやないかと、かように推定いたしております。従つて、お説のように、ラインの外で操業をしております場合に、どうしても私どもの巡視船から出す警報に対しては若干注意をしながらもあつたかと思ひますが、御承知のように、従来からも実は李承晩ラインの確かに外と思われるような個所で拿捕されたケースが非常に多いのでありますので、やはり、もし私どもの推定のような位置だといつたしますと、私どもの警報をやはり十分聞いていたかどうかといふことでないか、今後その事件は起こるであらう、かように考えております。

○松野説明員 先ほどの参考人の方のお話もございまして、私も、先ほど長官からお答えいたしましたように、当時、第五・八幡丸にしましては、ラインの外少くとも私どもの推定では数海里くらいいじやないかと思つておりますが、いずれにしましても、ラインの外にあつたことは間違いないのじやないかと、かように推定いたしております。従つて、お説のように、ラインの外で操業をしております場合に、どうしても私どもの巡視船から出す警報に対しては若干注意をしながらもあつたかと思ひますが、御承知のように、従来からも実は李承晩ラインの確かに外と思われるような個所で拿捕されたケースが非常に多いのでありますので、やはり、もし私どもの推定のような位置だといつたしますと、私どもの警報をやはり十分聞いていたかどうかといふことでないか、今後その事件は起こるであらう、かように考えております。

○松野説明員 先ほどの参考人の方のお話もございまして、私も、先ほど長官からお答えいたしましたように、当時、第五・八幡丸にしましては、ラインの外少くとも私どもの推定では数海里くらいいじやないかと思つておりますが、いずれにしましても、ラインの外にあつたことは間違いないのじやないかと、かように推定いたしております。従つて、お説のように、ラインの外で操業をしております場合に、どうしても私どもの巡視船から出す警報に対しては若干注意をしながらもあつたかと思ひますが、御承知のように、従来からも実は李承晩ラインの確かに外と思われるような個所で拿捕されたケースが非常に多いのでありますので、やはり、もし私どもの推定のような位置だといつたしますと、私どもの警報をやはり十分聞いていたかどうかといふことでないか、今後その事件は起こるであらう、かように考えております。

○松野説明員 先ほどの参考人の方のお話もございまして、私も、先ほど長官からお答えいたしましたように、当時、第五・八幡丸にしましては、ラインの外少くとも私どもの推定では数海里くらいいじやないかと思つておりますが、いずれにしましても、ラインの外にあつたことは間違いないのじやないかと、かように推定いたしております。従つて、お説のように、ラインの外で操業をしております場合に、どうしても私どもの巡視船から出す警報に対しては若干注意をしながらもあつたかと思ひますが、御承知のように、従来からも実は李承晩ラインの確かに外と思われるような個所で拿捕されたケースが非常に多いのでありますので、やはり、もし私どもの推定のような位置だといつたしますと、私どもの警報をやはり十分聞いていたかどうかといふことでないか、今後その事件は起こるであらう、かように考えております。

○松野説明員 先ほどの参考人の方のお話もございまして、私も、先ほど長官からお答えいたしましたように、当時、第五・八幡丸にしましては、ラインの外少くとも私どもの推定では数海里くらいいじやないかと思つておりますが、いずれにしましても、ラインの外にあつたことは間違いないのじやないかと、かように推定いたしております。従つて、お説のように、ラインの外で操業をしております場合に、どうしても私どもの巡視船から出す警報に対しては若干注意をしながらもあつたかと思ひますが、御承知のように、従来からも実は李承晩ラインの確かに外と思われるような個所で拿捕されたケースが非常に多いのでありますので、やはり、もし私どもの推定のような位置だといつたしますと、私どもの警報をやはり十分聞いていたかどうかといふことでないか、今後その事件は起こるであらう、かように考えております。

す。先ほど田口先生が申されておりました通り、特に第七管の渡辺本部長は非常に熱心で、献身的努力を続けられまして、この海域の安全操業に全力を尽くされておられることは、業界ひとしくこれは感謝をいたしております。ただ、この事件をつぶさに検討いたしますと、やはり、上手の手から水が漏れた、私はかように考えまして、いささか海上保安庁のいわゆる巡視船におきましても手ぬかりがあった、かように一つ海上保安庁でも率直に御認識をいただきたい。従って、今後の処置について一つ大いに検討すべきである、かように私は存ずる次第でございます。

それで、かようなことに気の毒な、いわゆるラインから中には越境しないということと安全地帯で操業しておった船で、特殊保険もついていない、こういうことでございますので、今度外務省におきまして賠償をこれは一つ強く要求していただきたい。相手が相手ですから、もしそうだったことが実現できなかった場合は、やはりこれは日本国政府において——こゝろいゝいわゆる特殊ケースと申しますか、少なくともライン外の日本領海と思われるところでかような不祥事を起こして犠牲になった場合は、船主に対しては国は適当なめんどろを見るべきだと、かように私は考える次第でございます。これは水産庁が主管でございますので、一つ水産庁でだいにはつきり御検討になっていただきたい、かように存じます。

次に、この海域は、来たる七月ごろからまたまき網の盛漁期になりますので、隻数が現在東西で約三百数十隻と

いう資料をいただいておりますが、おそらく千隻以上になりましよう。そういった場合、常時六隻の海上保安庁の警備体制で、はたしてそのような韓国の態度を続ける間完全な警戒に当たっていただけるかどうか。外交交渉の見通しでございますが、私は非常に悲観的でございますが、やはりことしの夏から秋にかけてもこういう事態がこのまま続くのではないか、かように考えられますので、今後一つ国会の先生方も、警備が手不足であるならば、他の管区にチャーター船を回し、優秀船をあの海域に回すというような、昨年とったような措置もとれるのでございますから、一つ国会の先生方によく御認識をいただきまして、予算かれこれの面も適当な御協力をお願いいたします。万全の対策をとっていただきたい、かようにお願いする次第でございます。

先ほど来、大砲を積んだ意味はどうなのか、撃てるのか撃てぬのかというやうなことをしきりに言われておりますが、この八幡丸の場合は、かような船が沈没するまでいろいろな特殊ないきさつがあったのでございますが、このときでも、けさの事件のように中へ割って入るというようなことは、臨機の措置がとればとれたのではないかと。いささか現地のことで思うようにいかないこともございますので、その是非はここで私は論ずる考えは持ちません。ただ、大砲を積んだ、あるいはたまを撃つとか撃たないとかいったやうなことよりも、今海上保安庁がとっておられます常時六隻というこの海域の警備体制は、今後シーズンに向かうわけですし、役所の仕事は二、三カ月か

かりますから、今から一つ関係各省でよく御相談いただきまして、万全の体制をとっていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問をこれで終わります。

○吉川委員長 本件に関する調査は、本日はこの程度にとどめます。

参考人には長時間にわたり本委員会の調査に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

〔参照〕

養鰯振興法案に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年三月五日印刷

昭和三十五年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局